

予算特別委員会

(町長・教育長質問)

会議録

平成31年3月5日

葉山町議会

予算特別委員会会議録

- ◇ 開催年月日 平成31年 3 月 5 日（火曜日）
- 開会時間 午前10時00分
- 閉会時間 午後 2 時58分

- ◇ 開催場所 葉山町議会 協議会室 1

- ◇ 議 題

- 議案第55号 平成31（2019）年度葉山町一般会計予算
- 議案第46号 平成31（2019）年度葉山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第47号 平成31（2019）年度葉山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第48号 平成31（2019）年度葉山町介護保険特別会計予算
- 議案第49号 平成31（2019）年度葉山町下水道事業会計予算

- ◇ 出席並びに欠席委員

出席 6 名 欠席 0 名

委員長	待 寺 真 司	出席	副委員長	石 岡 実 成	出席
委 員	横 山 すみ子	出席	委 員	近 藤 昇 一	出席
委 員	土 佐 洋 子	出席	委 員	笠 原 俊 一	出席
オブザーバー	議長 伊東圭介	出席	———	———	—

- ◇ 傍 聴 者

金崎ひさ議員 鈴木道子議員 飯山直樹議員 山田由美議員 窪田美樹議員
畑中由喜子議員

◇ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 梨 崇 仁	副 町 長	—————
教 育 長	返 町 和 久	政策財政部長	伊 藤 義 紀
総 務 部 長	太 田 圭 一	福 祉 部 長	仲 野 美 幸
環 境 部 長	高 階 歩	都 市 経 済 部 長	永 津 英 彦
教 育 部 長	沼 田 茂 昭	消 防 長	小 峰 守

◇ 会議の書記 議会事務局長 田 丸 良 一 議会事務局長次長 廣 瀬 英 之
議会事務局長補佐 永 井 秀 子

◇ 会議録署名委員 委員長 待 寺 真 司

◇ 会議の経過

【 町長質問 】

1 職員研修等の充実について	3 頁
2 各種証明書のコンビニ交付について	9 頁
3 空家等対策推進事業の取り組みについて	14 頁
4 葉山の魅力創生・発信事業の今後の展望について	19 頁
5 生け垣の推進と町有地内に設置する塀について	25 頁
6 町立図書館のあり方と職員体制について	28 頁
7 自衛官募集に係る対象者情報の提供について	40 頁
8 ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業の拡充について	42 頁
9 たんぼぼ教室の今後の運営について	45 頁
10 学校施設内での放課後児童対策について	46 頁
11 生活実態の把握と国民健康保険料滞納整理について	51 頁
12 南郷歩道橋の所管について	53 頁

【 教育長質問 】

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 町立図書館のあり方と職員体制について | 28頁 |
| 2 学校施設内での放課後児童対策について | 46頁 |

◇ 会議の経過

◎委員長（待寺真司君）皆様おはようございます。定刻の10時となりましたので、予算特別委員会を開会したいと思います。（午前10時00分）

本日の出席委員は6名でございます。全員出席でございますので、直ちに本日の予算特別委員会を始めたいと思います。

それでは、本日はさきに当予算特別委員会から町長・教育長に通告を既にいたしております議案第55号平成31年度葉山町一般会計予算ほか4件の質問につきまして、町長・教育長以下関係職員に出席を求め、御答弁をいただきます。本日の議事進行につきましては、まず委員長から1件ずつ質問を行いまして御答弁をいただいた後、各委員から再質問を行うという形で進めてまいりたいと思います。なお、本日は委員外議員についてはこの質疑を認めないこととしたいと思います。なお、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

それでは、御異議なしと認め、そのように委員会を進めさせていただきます。

本日の質問につきましては、お手元に配付させていただきました項目の順番どおりに行いますので、よろしくお願いをいたします。なお、町長への質問項目の6番目、町立図書館のあり方と職員体制について及び10番目、学校施設内での放課後児童対策についてにつきましては、教育長への質問項目と共通の質問ということになっておりますので、町長から御答弁をいただいた後に教育長から続けて御答弁をいただきまして、再質問を行うという方法で進めさせていただきます。

では、よろしいでしょうか、町長、教育長、よろしくお願いをいたします。

1 職員研修等の充実について

◎委員長（待寺真司君）それでは、まず町長に対する質問項目の1項目目、職員研修等の充実についてから始めたいと思います。

◎町長（山梨崇仁君）皆様おはようございます。初めに、直接ではございませんけども、本予算委員会におかれましては、冒頭の議案の取り下げ等ございまして、多大なるお時間をいただきましたけども、無事にこうしてきょうお時間いただきまして、まことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、1つ目、職員研修等の充実についての御質問についてでございます。地方自治体を取り巻く環境につきましては、大変複雑多様化しております。行政は基本的な住民サービスを滞りなく遂行することに加えて、行政と住民がともに考えて行動し、パートナーとして信頼関係を構築していく協働の重要性がますます高まっているところです。こういった面におきまして、専門知識の修得や高い能力を持った職員を確保していくこと、また職員の資質向上というものが必要不可欠となっております、葉山町でもハラスメント研修の強化や人材育成等をですね、主軸に置きまして、31年度は町職員による学び合いとして、職員が講師となる内部研修の機会をふやして、組織内の交流・連携につなげてまいりたいと考えております。

私自身が本職を預かりましてから、組織は人でできている、人を育てる研修のあり方、自分たちの組織をつくるという機会の創出、また個々人への私からも指導、また細かくは復命書の書き方までですね、直接もありますし、時には決裁を通じてでも厳しく書き込んで対応することなどを重ねてまいりました。年々、その後参加者は、研修参加者はふえまして、お客様対応はもとより、政策関連の職員提案や、時には異動の希望等にも事務方・現業を問わず明確なキャリアビジョンを持つ方がふえたというふうに感じておりまして、非常にうれしく思っているところでございます。こうした背景を生かしまして、今後も引き続き職員研修を充実させてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎委員長（待寺真司君）ありがとうございました。それでは、これより再質問を行いたいと思います。こちらの質問は、横山委員、近藤委員よりあったと思いますが、もし最初にかがでしょうか。

◎委員（横山すみ子君）すいません、それでは先に質問させていただきますが。予算額が150万9,000円なんですけれども、今、町長のお話にありましたように、非常に重要だと思っておられるというのは伝わってまいりました。これからの町の行政にとってというか、行政マンにとって不可欠だと思われるファシリテーション能力といいますか、町民と対話するときも、それから庁内の横連携をする場合の話をするときでも、そういう仕切りというか…にたけている人が何人かいるかないかで、事業の進み方が全く変わってしまうと思うんですね。予算委員会での御説

明のときに、ちょっと気になったのが、手挙げ方式でやっていると。職員から言われたらそれを認めるという形という御説明をいただいたように思うんですけども、研修に出るということは同じ課の職員の方に負担をかけるという面もあって、例えばファシリテーションで言えば、そういう研修の初級・中級とありますけれども、その仕切りをできるぐらいまで育てる職員は何人ぐらい、どういうふうにして養成するかというような担当側の構想もあって、それを実現するためには予算もつけなければいけないと思いますので、特に必要だと思うのはファシリテーション関係のことを政策課ですとか公共施設、あるいはこれから学校関係でも住民の方とお話をするチャンスがものすごくふえてきて、しかもなかなか最初は厳しい場面だと思いますので、そういうところを前向きに、一緒に取り組めるように乗り切るためには、一つ抜けた人たちが必要だなと思います。そのためにですね、研修を手挙げを待つだけじゃなく、組んで、予算もつけていただきたい。だから、外部講師を呼んで一、二回聞くということだけではなくて、研修に行ってきたと。それをまた職員に伝えてくださいという形の研修が必要であると思います。

もう一つ、この41ページの予算立ての中の先進地課題等研究の旅費なんですけれども、32万ということは、1つか2つのテーマで複数行ったら足りなくなってしまうのではないかと思います。やっぱり先進地、実際に行って、相手職員の話聞いて、現場を見てくるというのは、とてもすごくいい刺激を受けて、何倍もの効果を発揮すると思いますので、私が気になりましたのはその2点で、ぜひここはお金及びその計画をもうちょっと充実していただきたいということで、町長のお考えを伺いたいと思います。

◎委員長（待寺真司君） 2点ほど。

◎町長（山梨崇仁君） 現状の研修の主はですね、大船の本郷台にあります研修センター、市町村研修センターで研修を行っております。また別途、講師に来ていただいたりするものなどもあるんですけども、現状のメニューの中では御指摘のようなファシリテーションについてのメニューが見当たらなかったというのが、御意見をいただいてからの確認した次第でございます。

今後なんですけども、会議のファシリテーションということでは、特に一番多いのが庁舎内の職員同士の会議を仕切るファシリテーションという考え方でもですね、非常に各課が重要なものだというふうに考えられますので、まずはそういった機会を、御指摘のような外部の研修、民間企業の研修等であると思いますので、そういったものに各課でそれぞれというのもいいなと思います。参加できる方を募ってですね、なるべくまずは庁舎内会議をスムーズに行えるファシリテーション、それが総じて町民の方とのコミュニケーションにおいても、ファシリテーション能力

としては十分高まると考えられますので、そういった機会を講じていければというふうに考えております。

2点目、職員の先進地視察なんですけど、これもここ四、五年復活させておまして、先進地に何名か行っていただいておりますけども、おっしゃるようないろんな職員の方がいろんなところに行って学びをすることというのは非常に大事なことだと思っております。どうしても今のところ政策が進む中で、必要に迫られてぜひ行きたいという声につながっているのが現状ですけれども、政策を考える、いろんなパターンを確認をする、もしかしたらそれは無駄な徒労に終わってしまうかもしれませんが、でもそれを恐れずにトライをするという気持ちになってもらうためにもですね、予算を今、御指摘をいただきましたので、もう少し拡大をして取れるように図ってまいりたいというふうに思います。

◎委員（横山すみ子君） 議会視察も無駄ではないかというような町民の方からの非難もあって、控えたりしたときもあったんですけども、パソコン上で情報を得ると、生で現地に行って、見た上できちんと人から話を聞いてくる、あるいは感じてくるというのは、とても効果が大きいと思いますので、この点はよろしく願いいたします。

あとですね、ファシリテーターの教える方のレベルもいろいろありまして、お調べいただいて、民間でも非常に優秀なところもありますので、そのレベルを上げていくように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか、要望で。では、他の委員の方、いかがでしょうか。

◎委員（近藤昇一君） 私のほうとしては、特にハラスメントの研修。このハラスメントの研修というのは、やっぱりもう継続的に行わなければならないというふうに言われているんですよね。そういう面で、何年か前に町のほうでやったハラスメントの研修、それに対する参加者のアンケートの結果についても、決算だか予算委員会で見せていただいた中でね、やっぱりものすごく気になる部分もかなりあったんですよ。特に、アンケートの回収率が50%、そのとき言われていた、たしか。予算審査の中で、やっぱりこれ、全員にと言ったら、それぞれ自由意思みたいな話もあるんでね。そうじゃなくて、やっぱり特に幹部職員に関しては、もうある程度、絶対にこのアンケート書けと。その自分たちの受けとめ方によって随分違ってきちゃうんですよ。恥ずかしながら私も体育会の出だから、昔の体育会の感覚でやるとね、とんでもない話になるわけですよ。それが我々のときには当たり前だったけども、今はそうじゃないんですよね。その辺の認識もやはりきちっと職員が持つためにも、特にアンケートなんかのね、重視をしなきゃいけないんじゃない

ないかなって。その辺は町長の考え方も聞いておきたいと思ひまして。よろしくお願ひします。

◎町長（山梨崇仁君） まさにおっしゃるとおり、私自身もですね、立場上アンテナを高く張っているつもりなんですけども、そんなこともハラスメントになるんだという驚きが正直ある瞬間が学びの中でございます。改めて職員の皆さんに日常の行動を棚卸ししていただいて、今、ハラスメントも従来セクハラ、パワハラといったものがありましたけども、モラハラとかですね、マタハラとか、いろんなハラスメントの種類がござひます。そういったものについても見識を深めながら、改めて自身の活動を棚卸ししていただいてケアをしていくという機会を設けなければいけないと思ひますので、ぜひそういった機会を講じて、また今、アンケートという話もござひました。アンケートを通じて自分自身を棚卸しをしていくという機会にもなると思ひますので、そういった機会もあわせて持っていけるようにですね、もう一度研修の制度の中で、今幾つかあるんですけども、プラスアルファして考えられないか。もしくは、より精度が高いものがないかということ、検討していきたくと思ひます。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。では、他の委員の方。

◎委員（笠原俊一君） このね、職員研修の充実についてということで、今、横山さんあるいは近藤さんからいろいろ話があったんですけども、まさしく町長が今回の施政方針の中で横連携、そしてコミュニケーションというような話もまたされて、やっぱり人材の育成が大事だという話をされました。その横連携がきちっとできてないがために、今回、一番初めのコンビニ収集というか、諸証明の件だとかが発生したんじゃないかなと思われるんですね。私自身は。一般質問あるいは総括質問の中、質問の中で、町長は議員があちこち視察を行って、いろんな情報を持ってくるから、私は行かなくていいんだと。首長が、トップがそういう姿勢だと、下の人たちも視察に行けないですね。大いに行ってくれという土壌をつくっていかなくゃいけないんですけども、みずからが俺が行かないんだから行くなよというような言い方に聞こえてしまう。そこら辺の町長の、首長の考え方が、自分はなるべく行きたいんだよ、あちこち行きたいんだよということで、かわりに行ってくれよというような思いがしないといけないんじゃないかな。議員の人たちがいろんな話を持ってきてくれるから、私は行かなくていいということ言われてましたよね。それがまず間違えじゃないかなと私は思ってるんですけども、いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 今、ごめんなさい、若干驚いているんですけども。もしそういう受け取り方をされてしまったら大変残念だなという気持ちです。私自身、確かに議員の皆様がいろいろ研修に行っていて、いろんな知見をいただけることは本当に感謝もしてござひますし、有

用な機会だというふうに思っておりますので、ぜひ引き続きいろんな先進地視察等でですね、御案内いただきたいんですけども、私自身も行きたいと思っております。そういった発言をしたことは覚えてございますけども、なかなかそういう機会が取れないのが現実でございますので、先ほどの話のとおり職員の皆さんも忙しいんですけども、御自身の政策実現のために知見を得たいときには、それを恐れることなく、そういう機会をどんどん活用してくださいと。もちろん課内での仕事の分配もあって大変かもしれませんが、そこを理解できるような組織にしていくことが私の務めだと思いますので、私が率先して出るということももちろん大事ですが、そういう機会をつくれるような組織をつくっていくという視点でも、職員の提案をさせていけるようにしていきたいというふうに思います。

◎委員（笠原俊一君） 今、町長がね、みずからそうやって職員研修をね、大事だ。御自身も、先ほど言ったように学び合いということの中にはやっぱり研修をしてほしいよということがありますのでね、それが全てになってしまうんですけども、できるだけ若い人、あるいは部長さんたちにも、議会のいろんな議員の質問の中には、あちらこちら行ってね、いいところを織りまぜて言ってますから、ぜひともそういったものは見てもらいたいし、行けるような土壌をつくってもらいたい。横山さん言ったように、昨年ですか、議員も職員も一緒になってワールドカフェやりましたよね。その中でやっぱりお互いに気づき合うことがいっぱいあるので、そういう柔軟な姿勢をね、これからとれるようなことをしていかないと、少子高齢化時代で、やっぱり町の人の引っ張り合いといいますかね、いかに暮らしやすい町をつくっていくかということが生き残りの方策ですから、大事な要素が職員の研修だという位置づけをトップにもってきてやっていただきたいなと思います。その辺の考え方、今、町長言われましたので結構なんですけども、大いに研修を進めるという確約だけをとっていただきたいと思いますけど、いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 何よりも、まずそういった発想をして、視察に行ってみたいと思うこと、そしてもう一つ大きいことは、そのための時間を割いて、どうぞ行ってこいというふうに各課の課長や部長の方も言ってもらえるような土壌をつくるという御指摘だと思います。そのとおりだと思いますので、まず、すぐにこういうことができる今この場でお答えできないんですけども、そういったことを、そういった土壌になるようにですね、いろんな策を講じてまいりたいなというふうに思います。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。では、他の委員の方、いかがでしょうか。1番目、職員研修等の充実について。よろしいでしょうか。

2 各種証明書のコンビニ交付について

◎委員長（待寺真司君） それでは町長質問の2項目目に移ります。各種証明書のコンビニ交付についてということでございますけれども、冒頭町長からお話のあった部分でございます。委員会の中で1つ出たのが費用対効果についてはどうなんだということもございましたので、その辺も含めて御答弁をお願いをいたします。

◎町長（山梨崇仁君） 重ね重ねでありますけれども、このたびの当新事業につきましては、改めて事務処理等につきまして、新しい事務処理ということが大きなポイントだったと思っておりますけれども、それに対する認識が甘かったことから、多くの皆様に、議員の皆様にも御迷惑と、本当に貴重なお時間をいただいておりますことに、重ねておわびを申し上げたいと思っております。

本事業につきましてはですね、かねてよりこの事業のニーズがあるということにつきましては、承知はしてございました。それに対していろんな各町村の協力を仰いできたんですけれども、ようやく町村システム組合等の協力のもとですね、また県内の各町村の協力をいただいたことで、経費等もですね、軽減をしつつ、導入することが見えてきたことになってございます。実態としましては、葉山町としてはさきの27年の国勢調査等の結果を見ても、日中人口の比率は県内では4番目に比率が低くなる自治体なんですけど、この4番目という数字は、全国の政令市を区に割った数ですので、自治体プラス政令市の各区ごとの約1,964の区割りをした自治体の中で、葉山町は下から16番目に人口が少ない自治体となっております。1,964分の16番目に日中人口が減る自治体でございまして、それだけ多くの方が日中町外に出られて働きに出られる、学校に行かれる方がいる地域だというふうに考えられます。

そういった方々の視点で考えますと、住民票を取りに行く、印鑑証明を取りに行くために会社を休んだり学校を休んだり、店舗を半休して、わざわざ町に戻ってきたりということから、こういったどこでも住民票や印鑑証明が取れる、どこでもといますか、全国のコンビニで取れるということは、非常にそういった方々にとってはメリットもあり、またわざわざお休みをする、そしてわざわざ電車・バスで役場に日中来なければならないという経済的負担を軽減することができるといことから、非常に有意義な施策だというふうに考えてございます。

こういった一つの手段として、ぜひ導入させていただきたい。また、それがじゃあ自分自身も去年何枚住民票を取ったかと言われますと、そんな枚数があるわけではないんですが、いざとい

うときに、例えば出先で必要になってもすぐ取れるんだという安心感というものは、何ものにもかえがたいというふうには考えてございまして、ぜひ本事業につきましては皆様に御同意をいただきたいというふうに考えているところでございます。

◎委員長（待寺真司君） それでは再質問を行います、この御質問は近藤委員からあったと思いますけれども。

◎委員（近藤昇一君） まず、コンビニをコスト対比いろいろやったのかどうかなんですね。例えば土曜日にこの窓口だけ開庁した場合には幾らかかって、コンビニだった場合には幾らかかって、ちょっと単純に計算しても5年間で230件のやつが1件当たり115円も払いますから、1万820円かかってるんですよ。1件発行するための経費がね。固定費が入りますからね。イニシャル経費とかいろいろありますよね。そういうのを5年間で単純に割ると、こういう値段になっちゃうんですよ。これが本当に、確かに利便性は一定部分感じるでしょうけども、その利便を受けるのが230件の人ね。今、セブンイレブンでは24時間営業も検討に入っていると。将来的にはいつでもというわけにはいかななくなるということ考えた場合に、果たしてコストパフォーマンスってね、町長盛んにそれ言うけど、どれだけのものなのかなという疑問が生じてしまうんですよ。1件1万以上の発行の経費がかかるということ考えたらね。その点、コスト比較とかいろいろやってみたのかなってというのが、ちょっと疑問が生じてしまうんですけど、いかがですか。

◎町長（山梨崇仁君） 1点、失礼いたしました。私も「いつでも」というふうに表現してしまいましたけども、時間の制限がございまして、朝6時半から夜の11時までということになってございます。ただ、ちょうどそういう意味ではセブンイレブンさんが今、従来の7時から11時に変えようという動きがありますけども、ぎりぎり、朝はちょっと遅いですけども、夜11時まで、同様な時間で取れるということには変わりがないのかなというふうに思います。

実際のコストの話がございまして、近藤議員の御指摘の1万円強という数字につきましては、ちょっと把握はしてないんですけども、幾つかシミュレーションを行った経緯がございまして、口頭で恐縮ですけども、御紹介させていただきたいと思えます。

現状の全体の諸証明がですね、今、印鑑証明や税の諸証明、住民票ということで、年間3万5,000枚が出てございます。これが今回半年…本年度は半年、そして最終年度も半年ですので、計4年間で計算をいたしました。4年間で総トータル経費が1,231万1,200円かかるということになりまして、これが仮にこのうちの10%の1万4,000枚が発行されますと、1枚当たりが約879円。もちろんパーセンテージが下がっていくと金額もどんどん上がっていくんですけども、5%の7,

000枚ですと1,759円となります。

この経費を1つ置いた段階で、では、実際に今の町の発行はどのくらいの経費がかかっているんだらうということを計算をいたしました。各課の税務課や町民健康課の職員のですね、人件費を平均値で出しまして、1人当たり幾らお金がかかっているかということを割り返していきますと、1分61円で、その1分をですね、1枚当たり大体5分ぐらいの処理経費がかかるということを考えますと、人件費では約300円ぐらいかかっているという結果が出ました。

大切なことは、ここに庁舎内でそれを発行するためのシステム経費やですね、事務的経費というものもかかってございまして、こういったことがトータルで1,000円ぐらいかかっていることから、恐らく1枚当たりの庁舎内での発行の経費は1,500円ぐらいだらうという今、概算が出てございます。

ですので、直接的な費用対効果という考え方ですと、庁舎内で出すこともですね、現状5%、10%で比較をしましたが、コンビニ交付することも直接的な経費についてはそう大差ないのではないかというふうに考えてございます。ただ、これがコンビニの交付のほうがどんどんどんどんふえていくことを考えますと、1枚当たりの単価が下がっていきますので、また先ほど申し上げたような利便性はここには含まれてございませぬから、そういったものも背景にあるということを考えますと、十分優位性があるものではないかというふうには判断してございます。

◎委員（近藤昇一君） また細かい数字の比較がね、なってしまうんで、ここでもって果たしてやっていいのかどうかという問題が出てきちゃうんですけども、コンビニ交付がそれだけの数がふえるのかというのがね、私はちょっとまだ疑問があるんですよ。そこまで信頼されてるかどうかね。やっぱり私は役場の窓口というのが一番信頼性があるって、そこに取りに来る人が圧倒的にまだ多いと思うんですよ。先ほど5年間で1万ですか。4年間で。そこまでふえるとは私は思わないんですよ。そうした場合に、じゃあ1万でインシャルコストで幾らになります。

◎町長（山梨崇仁君） 1万枚発行できた場合、9,800枚で計算してございますけども、1枚当たり1,256円になります。

◎委員長（待寺真司君） 計算のあれがよくわからないんですけどね。

◎委員（近藤昇一君） まあいいや。ここでどうのこうのじゃなくて、やっぱりインシャルの検討は十分私はやるべきだと思うし、特に町長の目玉政策だって町長自身が言ってるんでね、それが我々の…私自身の計算の中では、1万円ぐらいの経費がかかってしまうと。この発行で推移するとね。余りにも1件1万円というのは経費がかかり過ぎているんじゃないかなって私は思いま

すので。町長の今、算出したやつ、委員長、資料として後ほど。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。比較検討したときの資料をちょっとお願いします。

◎委員（近藤昇一君）それはまた後でいろいろ。

◎委員長（待寺真司君）後で、よろしいですか。

では、他に。では、町長。

◎町長（山梨崇仁君）私もですね、金額ではなくて、現状の、これはマイナンバーを活用しますので、マイナンバーカードの普及と、それをさらに利用する方といいますと、さらに利用率は下がるんじゃないか、下がるというふうに考えてございます。ただ、こういった動きが各町村、また県内では市では始まってございますし、全国的にも取り組みが進んでいる中で、葉山町のサービスの一つとして加えることで、そういったものが使えるとなりますと、より利用率が上がってくるんじゃないかということも想定してございますので、そういう意味では町民健康課を初め利用してくださいという啓発活動に力を入れることは、これからの私たちの大事な取り組みだというふうに思っております。

◎委員（近藤昇一君）過去ね、証明書の配達、1日六十何件予定して始めて、全く利用者がなかった。それが啓発が足りなかったということで、何年間か一生懸命啓発した。今、結果何件だっけ。年間でね、（「40、50」の声あり）そういう状況ですよ。1日六十何件なんて、とんでもない数字になったわけですよ。それも考えると、本当にこのコンビニがどれだけね、私、定着するのか、まだ実際やってみないとわからないけども、疑問符を持ってるんですよ。それでも既にこれだけの経費を払うわけです。もう少なく…何ていうのかな、幾ら発行部数が少なくても、この固定経費は5年間で1,200万。その辺がどうなのかな。今までの配達証明は人の問題ですから、そうそう。プラス200円だかな、経費徴収してるから、その辺のインシヤルコストというのは余り…失礼、コストの計算ではそう大きくね、差異はないんだけど、今回の場合にはそういう固定経費がかかるということになると、やっぱり慎重に考えたほうがいいかなと私は思っていますので。以上です。いいです。

◎委員（横山すみ子君）今、町長のほうから、数字のどのくらい利用すれば幾らという内訳をお話いただきましたけれども、大きな方向性としては、私はこれはやるべき方向性だろうと思っております。というのは、葉山町、駅がありませんので、勤務される方たちの状況を見ると、6時半から7時半ぐらいの間に大量に出て行かれて、お帰りが9時とか10時という方が、定着してほしい年代の方が、ほぼそういう生活パターンだということから考えると、何らかそういう方

たちが暮らしやすいようにするための努力を町はしていますという姿勢は大事だとは思いますが、この予算見たときに、うわ、お金がかかるなというのが正直な感想でございました。ですので、もし予算が通れば実施に入るわけですが、かかっている予算については情報として出しながら、もしこれがどうしても不当に高いというふうに思われた場合は、ハンドルに手をかけざるを得ないんですけれども、方向性としては目指すべき方向だなと私は思っておりますので、説明は十分にさせていただきたいと思います。

◎町長（山梨崇仁君） ありがとうございます。先ほどの近藤委員の御質問にもありましたとおり、例えば配達をしている方々にですね、お近くの地域の、あそこのコンビニで取れますよという御案内をすることによって、そういった方々もですね、じゃあ配達じゃなくて、そっちに切りかえていこうかというふうに感じられたり、また窓口にわざわざいらっしゃった方、お休みを取ってきたけど、印鑑1個なくて、取れますけども、取れないんじゃないかという不安になったりする方もいらっしゃることを考えますと、そこで窓口で今後はこういうふうにお近くのコンビニで取れますという御案内をすることですね、そういった方一人ひとりが切りかわっていくものだというふうに期待をしておりますので、そういった活動をしっかりと町のそういった窓口関係の方にはですね、対応していただくこと、また私自身もそういうふうにご利用が上がりましたので、ぜひ御利用くださいということをお伝えをしていくことで、全体の利用率がどんどん上がっていくように、全力で頑張っていきたいというふうに思います。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。他の委員はいかがでしょうか。

◎委員（笠原俊一君） 反対意見じゃなくて、私のほうはね、コンビニのこういう交付というのは、これはもう時代の趨勢といいますか。今、横山さんがおっしゃったように、非常にやっぱり今の若い人というのは、多岐にわたってる方が多い。窓口で人と接客するの嫌だという人もいますよね。やっぱり何にもないところで自動販売機で物を買う。同じように店で売っていながら、自動販売機で買うという人もいますので、それはその欲しい方が、利用する方々がいろんな対応ができるということで、私はいいことだと思うんです。ただし、まだ今の普及からすると、もう少しやっぱり進めていかなければいけないな。便利さをするにはね。あわせて、今までに研究したときには、諸証明を取るために駐車場だとか、一番来庁者が多いのは各諸証明なんですよ。今、相談窓口も充実してきましたから、変わってきたかもしれませんけども。そういったことを考えると、駐車場の台数も減ってくるだろう。職員の対応も、それがコンビニの諸証明がなってくれば、将来的には窓口業務の方を減らして、別の部署に行けるだろうとね。そういったこ

とをもくろみながら、やっぱりコンビニ収集を大いに進めていくべき。そのほうが効率的がよくなってくるのであればね。その分の人件費を逆に増していくような発想もできると思うんで、一つ物事を進めたからには、次の発想に切りかえていくことも大事じゃないかな。そういったものも各幹部職員の方と、これからどうしていこうかね。始めてからその台数だとか、いろんなことが変わってくると思いますので、そこら辺から新たな発想も生まれるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 大変貴重な御指摘をありがとうございます。内部のことであえて申し上げてはいなかったんですけども、これから4月の繁忙期を迎えますので、1階の窓口は戦々恐々としております。そういった中に、こういった諸証明の発行という方も列をなす中に、戸籍をつくるとか世帯の転入、転出の書類をつくると、いろんなことがあそこの部署にはきてございます。そういった方の中から、発行が先ほど5分と申し上げましたけども、5分で終わる方につきましては、じゃあコンビニのほうで取っていただければと思いますと、そういった定例的な業務で済む方はコンビニで、より法律をしっかりと踏みながらですね、いろんな登録等に力を入れなければいけない方にしっかり向き合える、町職員の力がそちらに割けるということも、大変実はありがたいことでもございます。また、町民健康課は相談事業も兼ねてございまして、相談に来られる方がそういった忙しいところですね、座るよりは、よりゆっくりした環境で、じっくりと身の上相談ができるような環境もつくりたいとも思いますので、今いる職員の方々がそういった繁忙から少しでも負担を軽減して、そちらのほうに力をシフトできるような体制になれることも願ってございますので、笠原さんの御指摘はですね、ほんとそのとおりだというふうに感じてございます。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。では、他の委員はいかがでしょう。

よろしいですか。特に町長、これ、マイナンバーカードが必須なので、そちらが普及しないことには納付、実績がふえていかないということもありますので、そちらのほうも対応のほう、よろしく願いをいたします。

3 空家等対策推進事業の取り組みについて

◎委員長（待寺真司君） それでは3項目目に移ります。空き家等対策推進事業の取り組みについてをお願いいたします。

◎町長（山梨崇仁君）空き家対策につきましては、これまでも何度か御質問いただきまして答弁をしまいましたが、同様の内容になってしまうところもございますが、空き家の質がよいもの、要は市場で取り扱いに対象に値するというものにつきましては、本年度中にこの3月中に宅建協会さんと協定を締結して、随時空き家の対策を進めてもらいたいですし、町との情報連携の中で町も協力をしていきたいというふうに考えてございます。その上で、これまで町におきましては特定空き家という状態で防犯やですね、防災上よろしくないものに対応するというのを何度か申し上げてまいりまして、その覚悟は十分持っておるのですが、調査を進めていきますと、特定空き家という状態まで法的な状態、特定空き家状態というものが町内ではなかなかないということも今わかってきまして、ここのところですね、特定空き家の手前の建物、管理不全物件と呼んでおるんですが、その管理不全物件についてどう対策をしていくかということに今、議論を重ねてまいりました。そういったことについては、特に地域の方からも心配の声を寄せられてございますので、私たちも特定ではありませんけれども、管理不全物件に対策をとっていきたく強く感じてございます。ただ、この管理不全物件というものにつきましては、法的な権限をですね、持たない分野であったりとか、またかねてより、これはどの物件もそうですけれども、例えば相続の関係などで所有者がふえてしまっている状況に対しては、なかなか所有者の方に対してアプローチが非常にしづらかったりする課題も抱えてございまして、本年度、まさにきょう実はこの後、空き家対策の委員会が開かれるんですけども、そこにおいて法的な背景がない中で、どこまで、しかし法的に踏み込んでいけるかというものについてですね、弁護士の方も委員にいらっしゃいますので、相談をして、31年度においてはですね、そういった管理不全物件に力を入れていく町の仕事として取り上げていきたいというふうに考えております。

◎委員長（待寺真司君）ありがとうございました。それでは、この質問については横山委員から出ておりましたけれども、横山委員のほう、再質問のほう。

◎委員（横山すみ子君）たびたび発言して申しわけございません。ページ48ページの真ん中にある空き家対策推進事業16万4,000円という予算額を見て、大丈夫かなという気持ちもあって、2点について確認をしておきたかったんですけども。1点は、葉山の中にもすてきな空き家もあって、それをシェアするような形で活用するということが民間ではもう行われておりますけれども、そういう活用の仕方について、手をつけるとしたら、この協議会を置くだけで大丈夫なんだろうかという疑問が起きまして御質問いたしました。

もう1点は、特定空き家に近い地域の方が不安に思っている物件について、ちゃんと対応しな

ければいけないのではないかという疑問を持っておりましたが、今、御説明をいただきまして、動き出すと。これは担当者が…協議会の予算が16万4,000円しかないんですよね。きょうなさったとして、弁護士さんもおいでになっているとして、これから先は担当者が進めていくんですか。大丈夫ですかね。この2点が気になりました。

◎町長（山梨崇仁君） 先に後段の管理不全物件に対する対応なんですが、ことし、本年度の取り組みの中で、直接大家さんにアプローチをしてみましたが、その中で管理不全物件の相続がいっぱいいるといいますか、所有者がいっぱいいる状況になってしまっていて、なかなか手ごわい物件もあったんですが、刈り込みをしていただいたりとか、管理をしていただいた経緯に至ったものがございます。また、管理不全というまではなかったんですけども、防災上よろしくないということから、町から依頼をしたところ、建物そのものを解体していただいたケースもことしございまして、非常に空き家の所有者によってはですね、前向きに取り組んでいただける方がいるということもよくわかってまいりました。ですので、そういった方々に対しての町のアプローチをどういうふうにしていくかということがですね、まずしっかり議論をして、書類で送付をお願いをすることももちろん大前提になるんですけども、その上で、なかなか応じていただけない方々に対してどういうふうにそれを追いかけていくとかですね、その際の権限等についても、すごく難しい課題で、どこの自治体でもそこがネックになるんですけども、あえて踏み込むにはどこまで、どういう法律を活用していけばいいかということについてアドバイスをもらってですね、何かお金をかけて物を買ってやるというものではございません。どちらかといいますと、担当者が1件1件をシラミ潰しにしていくという労力がかかることになると思いますので、また弁護士の方のバックアップや宅建協会も含めて、専門家のバックアップをいただきながら動いていくということになりますので、31年度はそういった具体的な動きを通じて課題の解決に1件1件積み重ねていきたいというふうに考えてございます。どちらかといいますと、旅費関係でですね、所有者が町内とは全く限りませんので、それが膨らむかなというふうには想定はしてございます。

先に御質問いただきました空き家の活用のほうですね。大変申しわけございません。特にその点についてですね、今のところ議論した経緯が率直に申し上げてなかったもので、従来、質がよいものにつきましては宅建協会でも市場の流動化を図ってもらおう。それによって町に住みかえる方がふえるようにしていこうという政策目標に向かって考えてまいったんですけども、横山委員御指摘のような、いい空き家を町で何か押さえたりとか、保全をしていこうという活動というふ

うに受け取りましたけども、そこまではまだ考えが及んでおりませんでしたので、今後の検討の課題とさせていただきたいと思います。

◎委員（横山すみ子君） 特定空き家に至るまでというか、もうそちらに向かっているなという物件について、解決するのに職員の方の大変な御努力、御協力をいただいて、2件解決するのに3年がかりぐらいで大変な労力がかかりましたので、それが全町サイズとなると、これはすごい大変な試み、努力だと思いますので、ここは今、予算委員会ですので、もうちょっと予算つけてあげたいなという思いで質問をいたしました。非常に優良な空き家について、町がどの程度手を出していくかというのは、とても考えなければいけないところだと思いますけれども、栃木市では空き家バンクを市が手を出しておりまして、人口増に転じているという、すごい成果を上げていて、それだけではなくて、若い方たちがどんどん転入してきているという成果もあるそうですので、町の背景として似た面もありますので、やはり私有財産ではありますけれども、葉山の資源と捉えて、活用できるようにバックアップすべきだと思います。すいません。中途半端な質問で申しわけありませんでしたが、2点について御回答いただきましたので、私は結構です。

◎委員長（待寺真司君） では、他の委員の方。

◎委員（笠原俊一君） 空き家というと、今、町長が話をされたように宅建協会に頼んで危険なものであれば壊してくださいよ。あるいは、いいものであれば宅建さん、誰か欲しい人がいたら仲介してくださいよと、こういうことだと思うんですけども。特に今、横山さんも私なんかもね、この予算の審議中に町営住宅も行ってるんですよ。ですから、町営住宅に入りたい方もいられるということの中では、これからの考え方としてね、町が借り上げて、それを貸し出すというようなね、町が今度は借りてしまうということの方策も一つあるんじゃないかなということでも話し合った、同僚と話し合ったりしたんでね。今、横山さんが図らずも言いましたように、貴重な資源だという見方をすれば、これは町がみずからまた建てるよりも、それが町が借りるということになればね、そういうことだって可能かどうかわかりませんが、今、例えば町内会館なんかも建てていただいて、町が借り上げてやってる事例がありますよね。それと同じように、町が借り主になってあげれば、その中途半端にあけてる方も、その間、安心して借りられ…貸しておけるということも可能なんじゃないかな。よその町もそういうことをやってる事例もあるようですから、いかがなものかなという思いがしたんですね。そこまでまだ町長さん考えてないということなんですけども、現実には先ほど言ったように町営住宅の入りたい希望者も待たせてる部分があるということですから、そういう利用の方策もいかがかなという思いがしているんですけども。ま

だ研究してない段階ですから、何とも言いようがないかもしれませんが、いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 正直申し上げて、町が大家業をしてですね、いくということにつきましては、非常にハードルがあるなというふうに思っています。確かに町営住宅で福祉的に活用してほしいという方もいらっしゃるではありますが、物件を新たに町営住宅をふやすという観念も必要になってきますので、そこには慎重に取り組む必要があるなというふうに感じるところです。

町全体の活性という観点から、2月末に神奈川新聞の今、記事が手元にあるんですが、政府が市街化調整区域の空き家解消に向けて法改正を行うということにはですね、町の大部分を占める調整区域でございまして、そういった地域の人口減が如実に今、起きておりますので、こういった解消にまず来年度、力を入れられるものであれば取り組んでいきたいというふうに考えてございます。この件は現状、調整区域の住宅につきましては、農家さんとその家族しか購入できないという規制がございまして、それを市町村が協力することで町の地域再生協議会とか計画をつくることで一般の移住者の方もそれを購入できるようになるということは、町全体の建物のリノベーションを、住みかわりを促進することができますので、こういったことの可能性について研究をしていくこともですね、今、視野に入れて町の活性に力を入れていきたいというふうに考えてございます。

◎委員（笠原俊一君） 本来はね、一般質問等々でやっていけばいいことかもしれませんが、今、急速にやっぱりお二人、高齢者のお二人暮らしの方が、一人が、旦那さんなり奥さんなりが施設に入った。あるいは旦那さんが亡くなったとかね、そういう長柄の地域なんかでもかなり多くなってきてる現状がありますので、これからますます空き家が出てくる可能性も高い。ですから、早急にそういったものも視野に入れながら、どういう利用方法、あるいはやっぱりそれが管理不全の住宅になる可能性っていっぱいありますからね。子供さんも今、少ない家庭が多いですから、ますますふえる可能性は持ってますのでね、早急に手を打っていかないといけない。また、町は先ほど言いましたように、需要のあるところもあるので、それは町が知恵をはかってね、町自体が大家業って難しかったらば、商工会だとかいろんなところが、専門のところがあると思いますので、そういったところにおろしていくとかね、横の相談をしていくということも一つの手だてかなと思って、これは意見として言っておきます。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。では、他の委員の方、御質疑はいかがでしょう。空き家対策推進事業、よろしいですか。

4 葉山の魅力創生・発信事業の今後の展望について

◎委員長（待寺真司君） それでは、続きまして4項目目に移ります。葉山の魅力創生・発信事業の今後の展望についてです。

◎町長（山梨崇仁君） 葉山の魅力創生・発信事業の今後ですけれども、31年度が地方創生の補助金の最終年度となります。この制度上、これまではですね、魅力創生の会議のほうで議論を重ねてきていただいておりますけれども、今後につきましては行政もしっかり介入をして、イニシアチブを時にはとりながらですね、要は責任を持って今後、補助金の終了後に向けて、またその後のですね、責任を持ってまいりたいというふうに考えてございます。ですので、31年度はその今後に向けて座長とともに委員の皆様と議論を重ねて、こういった形で今回の里山の活性化の交渉であったりとか、食を通じた葉山の活性について取り組みを維持していくかということについて議論をしなければならないと考えてございます。

実際には、本年度から既にこの里山のほうにつきましては、試行としてさまざまな機会を講じていこうということを議論してございまして、里山の体験のほうをですね、ふやしていくべきと思いますので、そういった参加者の方々を主には次につなげていくことや、山を管理していくことの主体的な団体を模索をして、そのつき合い方についてですね、管理していただける方々を定めていかなければいけないというふうに思っております。その上で、そういった人材を探すこと、それからこういった方向性で葉山の山のつき合い方についての管理方針を定めていくかということが大きな課題、テーマとなると思います。これら2点がですね、本年度の町として、来年度を見据えた取り組みとしての非常に大きな、やらなければならないことだと考えてございますので、ここに向けては何としても31年度、結論を見出していきたいなというふうに思います。

いずれにしましても、「海の葉山」と長らく言われてきましたけれども、葉山の山の魅力を発信するという意味では、ぜひこの機会を逃すことなくですね、しっかりと成功に導きたいと思っておりますので、私自身も力を入れて葉山の価値づくりに、海と並ぶ葉山の山の価値づくりに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

◎委員長（待寺真司君） それでは再質問を行います。この質問につきましては横山委員、近藤委員から出ていたということですが。

◎委員（横山すみ子君） すいません。我ながらたくさん質問を出しちゃったんだと、ちょっ

と反省しておりますが。この里山の魅力創生事業については、新葉クラブとしては非常に初年度懸念を持って、予算の際に、これをもって全体予算に反対するという決断をしたぐらい懸念を持った事業でございます。補助金が3カ年で切れるということで、今、町長のほうから、これから先について、管理方針を定めるということと、町民の方たちが実際に触れ合うことのできる機会をふやすということでしたが、逆に考えれば補助金の制約がなくなるので、町自身の方針に従ってやっていくと。お金は出さなければいけませんけれども。かかわる方たちがここに夢をかけておられるというの、感じ取ることができるんですけども、町自身が全部をやることはできる事業ではありませんので、そのやってくださる方たちをどういうふうに活動できるようにするかというのは、先ほどのファシリテーション能力にも関係してしまうんですけども、非常に何ていうんだろう、高度な施策をしなければいけないので、今、説明を伺っても、大変な仕事だなというふうに感じてしまうんですけども。補助金がなくなった分、町がどうしてもやりたい施策としてこれをやるんだよという説得力がないと、こういうことに余り関心のなかった人にとっては、何をやっているんだということにもなりかねないというところがありますので、先ほどもよく申しあげましたけれども、経費の問題も含めて、御説明を十分にさせていただく。それも、かかわる地元の方たちと一緒にいけるような組み立てをしながら説明を十分にすることによって、5年、10年たったときは、また評価が変わってくると思うんですけども、地元の皆さんと足並みをそろえることができるような取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。補助金に関してはですね、国がよく投げてきてくれますけれども、慎重に対応していただきたいと思います。

◎町長（山梨崇仁君） 地域の方の御協力がもう何があってもだと思えますし、地域の方と一緒にいなければならない、事業は進められないというふうに感じてございますので、それは何を差し置いてもですね、大事にしていきたいというふうに思っております。

また、おっしゃるようにこの里山の構想を議論していきますと、関心のある方というのは非常に多くて、御家族で休日に参加される方などですね、非常にいらっしゃるんですけども、一方で全く関心のない方というの、いらっしゃることもよくわかってまいりまして、改めて、特に葉山の皆様には葉山の新しい価値だということ、これもしっかり広報することで、そもそも山に入れると思っていないということも大事なポイントですので、そうではないんだという誤解を解くわけではないんですが、いつも見るだけの山を楽しもうという新しい山との付き合い方の提案になると思っておりますので、そういったものをひもといていくような機会をしっかりと町として講じることで、多くの方が関心を持っていただき、またそれによって山の手入れが進むという自然生態

系にもいいことがあると思いますので、その動きをしっかりととめないように、地域の方、また既に山に詳しい方いらっしゃいますので、そういった方のお力をいただきながら、必ずやなし遂げていきたいというふうに思います。

◎委員（近藤昇一君）この魅力創造については、特に3つに分かれてる中での里山に関連するところで、いろいろとネックがあって、場所についての移転もやむを得ずやったということで、こととして予算がおしまいなんですけども。先ほどちょっと気になったのは、町がイニシアとして全面的に出てやるというんですけども、その辺がどうなのかな。今まで協働という形でね、あくまでも事務局に徹してやってたのが、前に出てやるみたいな話がちょっと出てたんですけど、そのあたりは、なぜ今回はそういう形にするのか。私、そこがちょっと気になるんですけど。

◎町長（山梨崇仁君）これまでかかわっていく中で、やはり町に対しての信頼を置いている方々が非常に多いということを感じました。町が、先ほど来出ているファシリテーションとして、軸となってこういった取り組みに協力してくれませんか、こういった方と一緒にやってくれませんかという仲介役をすることの力の大きさをすごく感じたこの魅力会議の機会でもございまして、これまで民間の方々の議論の中で、いろんな本当に私たちに及ばないアイデアやですね、かかわり方ということを議論していただいて、ここまできたんですけども、次こそ私たちがやらなければならない責任のあるところが、そういった方々のお力を地域につなげて、また専門家の方もつないで、そういったことをすることが私たちが一番できる、やらなければいけないポジションというふうに思います。実際の舞台の上で活躍してくれる方は、今回の魅力会議のメンバーの方もそうでしょうし、これまで山で活躍してくださった方々が皆さんの前で説明をして、楽しむ機会をつくり込んでいただけたと思いますので、そういった場づくりこそですね、一番汗をかくべき瞬間だと思ってですね、覚悟を持っていきたいというふうに思います。

◎委員（近藤昇一君）私も盛んにそのシステムづくりが一つのかぎだという話も議会の中では言ってきましたけど、この1年がやっぱりその機会だと思うんですね。来年度、補助金がなくなるときに、どんな形のシステムができてくるのかというのが、やっぱりこの1年間、どういうふうに動くかというところで。そういうところで町がイニシア発揮して、実際には町はあくまでも仲介役みたいな形でね、町の里山をどうやって保全していくのかというところで、町民の力を借りる。協働をやっていくというのが一つの筋なのかなと思ってるんですけど。ただ、気になるのは、こととして補助金切れる。来年度は財政支出は一切しないというつもりなのかね。やっぱり一定の財政支出も伴わざるを得ないのかなと私は思ってるんですけども。その点はどう考えてお

られますか。

◎町長（山梨崇仁君） まずあるのはですね、ことしの取り組み、私たちの取り組みによって、どれだけ多くの方が先ほどの無関心な方々に対してもそうですし、関心のある方々も集めて、葉山の里山が動き出したねというふうに思ってもらえることが一番大事だと思います。その上で、もし必要な経費が出てきたときにはですね、こうして議員の皆様も、そういえば最近、里山は頑張っているよねというふうに思っていただけのような活動があつてこそ、そこに必要な経費というものが充てられるというふうに思いますので、その頑張りなくしてどうする、お金をどうするかということはですね、私は申し上げるべきではないと思いますので、まずは多くの方に認めていただいて、一番いいのは経費かけずにやっている前例もありますので、そういうのもいいんですけれども、葉山らしさを求める皆さんのお声をいただいた上ですね、必要な経費については来年度また御相談をしていきたいというふうに思います。

◎委員（近藤昇一君） ボランティアもね、一定程度限界というのがあるわけですよ。必要最小限の何らかの財政支援というのは、やっぱり必要じゃないのかなと。本来、町が先頭になってやって一定の経費をかけてやるべき仕事を、町民の方がボランティアでやってるわけですから、最低限のそれを支えるだけのね、ものはやっぱり必要だと思いますので、それは考えたほうが私はいいと思います。これは意見でいいです。

◎委員（横山すみ子君） 全国のこういう事業で成功しているところを学ばせていただくと、職員の中でこのことにすごく情熱を持って取り組む人がいるところとか、あるいは福祉のほうではコーディネーターというのを制度的に国・県からもお金が出て雇うことができますけれども、それこそつなぎ役、回し役となる人を、正規職員のほうで政策課でこれもやりなさいと言われたら、これは大変なことだと思いますので、よく地域起こし協力隊みたいな形で、何年間この事業を手伝うという形で人を置いているところがありますよね。そのぐらい仕事の量と能力が必要な立ち上げ、回すまでは知恵も力もいると思いますので、お金、経費かけなくてできれば一番いいと思いません、そこは研究をしていただきたいと思います。

◎委員長（待寺真司君） 御意見でよろしいですか。御答弁は。（「いいです」の声あり）よろしいですか。では、他にいかがでしょうか。

◎委員（土佐洋子君） 最低限、こちら作業したりとか、皆さんに来てもらうときに、お水が使えたりとか、トイレとか必要だと思うんですけれども、審査の中で市街化調整区域だから、そこは難しいと言われてしまいました。そこは何とか町が考えていかないといけないことだと思うん

ですけれども、いかがでしょうか。

◎町長（山梨崇仁君） お水については、あえて山なので入山という言葉を使わせていただきますが、入山する前に自分で準備をする。また、協力者の方がもしものときに備えて行くということとはできると思いますので、持ち込みということが今の私のつたない見解では想定しているんですけども、お手洗いについては非常に難しいところもありまして、たとえ山になくても、おりてすぐのところにトイレがないとという意識は持ってございます。まだ答えは出てないんですけども、あの地域の中でですね、協力できるような体制がとれればというふうにも思うんですが、トイレの課題はしっかりと持っていきますので、トイレがないままの状態というのはよろしくないと思いますので、何かしらの代替案が打てるように、こちらも考えなければいけないと思います。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。では、他にいかがでしょうか。

◎委員（笠原俊一君） 1つだけ言っておきたいなと思うんですけどね。町が鳴り物入りで、遊び心でと言ったらいいかな、始めたような感がしてしょうがないんだけど、現実には町が補助しなくても、スタートとしてね、棚田のお米をつくったり、それからお酒をつくったりね、そういうグループもあるわけですよ。やっぱりそれには経済ですから、どこかで回っていかないと、最終的にはいかないんだよね。DASH村だとか、テレビの影響も受けながら、おもしろいということをやったのはいいんですけども、この最終年度でもってどういう方向性をつくらないと、町のほうがずっといったらお荷物になってしまうものになるんじゃないかなというように危惧してます。ですから、御自分たちで始めて、今もう10年以上、もう20年近くなるのかな、山の棚田の復活だとかね、今、現実的にやってますよね。意欲のある人たちが援農という形で、いまだに続いてやって、生産性も上げてる、団体は、そんなに商売にはなっていないかもしれませんが、独立してやってますよね。そういう形にもっていかないと、多分これ、ポシャってしまう。町がいつまでも出せるものじゃないんで、どこかでそういう頭の切りかえをしていかないとできないんじゃないかなと。

今、これをきっかけに、あちこちでまた御自分たちの力で、例えば長柄の阿部倉山のところを再生したりしているグループもある。田んぼを再生しながら、もう昔からやってるグループもある。いろんな形や趣味と余暇というかな、そういうのを生かしながらやっていってもらうのはありがたいんですけども、町のほうで相当これは鳴り物でやったんですけども、多分このままいけばだめになっちゃうんじゃないかなと。ですから、その独立してやっていっていただけるような

方向性だとか見出すのが、もうことししかないんじゃないかなと思いますので、方向性を十分に、だからそのグループとよく話し合いをすることがまず先かなという思いがするんです。どうでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） ことし、30年度を通じてですね、上山口の方々、地域の方もそうですけども、おっしゃるような棚田の皆さんともですね、お話をさせていただくことで、その継続の難しさというものを十分学ばせていただきました。彼らも新しい人が来ててもですね、初めだけ来たりとか、収穫のときだけ来て、日常来てくれないとか、一番大事なところでいない、一番力がかかるところでいないところが本当に悩ましいんだという話もいただきまして、また一方で、稲作の難しさといいますか、専門家がもちろん農家として長くやってきたことですので、そういったことが一般の方にはなかなか手につくものではないんだということもアドバイスをいただきました。本当に大事なお話がたくさんありましたので、ぜひそういったお話をいただけるような関係性はもちろんこれからもつなげていきますし、今回の町の取り組んでいる場所についてもですね、実際にそういった成果物の稲作物をですね、何かとるためというわけではありませぬので、経済的な合理性は得られないかもしれないんですけども、そういった場所を体験をしながら、またみんなで、先ほど横山委員からは福祉コーディネーターというお名前もございまして、そういった援農にかかわることが福祉的なメリットがあるということで、知ることも今回ありました。いろんな分野からですね、みんなでその場所を楽しむ、そしてもちろんごみが出てしまったり、最終的には誰かが片づけしなければいけないときもあると思いますので、そういったところを、そこもできればみんなでちゃんと最後までけりをつけるという気持ちでですね、かかわっていくんだというふうになれば、この里山がいつまでもみんなが憩いの場所として楽しめるんじゃないかというふうには考えております。甘いのもかもしれないというのも自分でも思っていますので、おっしゃるような管理をしていただけるような、できればNPOなどの団体がいいんですけども、そういった方々と協議をしながらですね、この山の維持方法についてはしっかりと話し合っていきたいなというふうに思います。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。一応所有者との協議とかもですね、やっぱり進めていただいて、前さばきをしっかりと町のほうで責任持ってやっていただかないと、なかなかその後、NPOといってもできない部分があるろうかと思っておりますので、十分よろしく願いいたします。また、改元奉祝とか、2020東京オリンピックとか、いろいろ続くので、事務局体制も大変だと思いますので、ぜひその辺は町長のほうも考慮していただければと思います。

では、次に移らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

5 生け垣の推進と町有地内に設置する塀について

◎委員長（待寺真司君） それでは、町長質問への5項目目、生け垣の推進と町有地内に設置する塀についてということでございます。では、町長。

◎町長（山梨崇仁君） 生け垣の推進と町有地内の設置する塀ということで、御指摘の生け垣等につきましては、改めまして葉山の豊かな住環境の構築のために町が推進している事業でありまして、多くの方に御協力をいただきたいというふうに考えてございます。

しかし一方で、町有地の塀につきましても、同じように人々の通行が多い箇所や、人々の目にとまるような塀については、生け垣を構築していきたいというふうに、同様に考えを持ってございますが、実際のところ、個人所有の敷地のようにですね、日常目の届く範囲でないことが多いことから、近隣に御迷惑をおかけしないかということから、管理面で非常に難しい課題を抱えていることも事実でございます。そういった点から、仕切り塀を設置するような目的・用途に公共施設として合わせるもの、そうではなくて、一般の方の目が届くところで緑地を管理していくべきところというふうに、場所ごとの事情を考えた上で、その都度適切な生け垣の設置を検討をしていきたいというふうに考えてございます。

◎委員長（待寺真司君） それでは、この質問については近藤委員から出ておりましたけれども、再質問のほう。

◎委員（近藤昇一君） そういう生け垣の条例があるということがね、全庁の職員が認識してられるのかどうかというのが非常に疑問だったんですよ、予算審査の中では。今言われたように、町有地の、ましてや旧役場跡地だよ。あそこに何をこれからつくるかわからないけども、少なくともバス停だってね、趣のあるバス停をつくりたいと言ってる、その場所に、当たり前のようにブロック塀撤去してフェンスをやります。それ、違うでしょうって話なんですよ。いろんな諸事情で隣地の人からね、生け垣嫌だと、フェンスじゃなきゃ嫌だっていう、そういう事情があるならまた話違うんですけども、そうじゃなかったんですよ。ということは、一番お金のかからないフェンスやっておけばいいやっていう感覚。だから、葉山の場合にはできるだけ町内に緑をふやしたいために、利用者がなくても生け垣設置条例っていうことで補助をしますよって、ずっとこれ、条例とってるわけですよ。そういう精神的な…何ていうのかな、町の考え方があるはず

だよ。それが全庁的に役場の中で徹底してるのかどうかっていうのは疑問を持ってしまうんですよ。確かに生け垣のほうがお金かかるよね。フェンスのほうが安いよね。だからじゃあフェンスにしちゃえという、そういう単純な発想なのかなっていう疑問が生じてしまった。町長とね、盛んに去年の決算のときもやったんだけど、例えば太陽光の補助だってね、一向に町自身がやろうとしない。それ、全部通じてるんじゃないかと思ってるんですよ。何でもコスト、コストでもって。じゃなくて、町全体をどんなようなまちづくりにしたいかというのを考えたら、そういう発想は出ないと思うんですよ。その辺、町長どうお考えですかね。

◎町長（山梨崇仁君） 先に太陽光のことをちょっと、重複しますが。今後施設を設置するときには必ず、例えば給食センター等の今、議論がありますけども、必ず太陽光の設置については議論をしていくべきだと思いますし、そこで費用対効果というよりも、やはり防災上の観点などもですね、今、大事ですので、近藤議員が御指摘のように、町民に勧めるように町もしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

今回の緑地、生け垣の推進につきましては、要綱で定めてございまして、条例ではございません。要綱で運用してございますけども、でも趣旨は全く変わりません。具体的に、例えば公園のフェンスだったりとか、今、旧役場のフェンスの話がございましたが、やはりそれぞれの目的が先んじているところがございます。公園につきましては、地域からイノシシが入っているという痕跡があったということから、要は入れない高さのフェンスをつけようということを経験いたしました。この旧役場につきましては、隣地の方とのお話しの中で、水が出るという話がございまして、どうしても水をとめるということから、今回つけかえなければならないというふうに至ったところでございます。その上で、その脇の道路がですね、非常に狭い箇所でございます。また今後の旧役場のあり方についても、まさに今のバス停の話もございましたが、公共施設の全体の配置の中で、議論の一つに必ず入ってきます。そういった中でですね、今お金をかけて整備していくというよりは、まずは水どめの用途をしっかりと果たしていくということと、人が通り抜けるときに快適に通れるような空間を確保しようということから、今回フェンスでという話に至りました。

余談で、予算委員会が出たかどうかは定かではないんですけども、手前の国道側にですね、大きな木が2本ありまして、実は建築部門では今後のこととかですね、水をとめることをより確実にするためには、木を伐採したいということも検討していたんですけども、それについてはもう少し時間があるので、地域の方と話し合いをして、木を切るということは、まさにこの生け

垣もちろん大事ですけども、長らく旧役場に育った木ですので、地域の方の御理解いただいて、その上で景観的にどうかもしっかり吟味をしようということで今、ペンディングにしてございます。そういった点は十分配慮をしているつもりではありますので、生け垣についてもできるところはですね、ぜひ取り組んでいくという気持ちを持っていくということを重ねて申し上げたいと思います。

それから、全庁的な認識ですけども、今回もですね、都市計画と公共施設ですけども、それぞれから緑化についてどうしますかという問い合わせがありましたので、職員の方々十分理解はしていただいているものというふうに思っております。

◎委員（近藤昇一君） やっぱりあくまでもフェンスだというんですけどね、例えば、今後どんな建物が想定されるかわかりませんのでね、それに合わせた緑化というものもあると思いますけど、少なくとも境界線上に、フェンスをやったその内側にね、緑化というものもあり得るしね、そういったことも、だからそれはお隣の方が嫌だというんならわかるんですよ。いや、町としてはこういう緑化を進めているんで、この境界線には緑化したいけどという相談かけて、いや、とんでもないと。フェンスだけでいいよという話だったら、お互いのね、合意の上であるんですけども、やっぱり町の考えも一応隣の方にも伝えながらね、町としての考えはこうですというのがやっぱり示すべきだと思います。

もう一つ、余計なことかもしれないけども、堀内のね、防災公園ですか、あそこを見るたびに悲しくなりますよね。フェンスでぐるっと囲ってると。もうちょっと周りにね、緑化していくという考え方はないのかな。上の木の下公園は町内会の人たちがね、整備して、公園として形できてるけども、その下見たらフェンスでぐるっと囲まれた資材置き場になってる。その資材置き場で使うなどとは言いませんけども、せめて緑化という考え方がないのかなと。あのフェンスも、もうしょうがない、管理上やむを得ないんだというのであれば、それと同時に緑化というものも考えないのかなってね。あそこ結構人が通るところですからね。交通量は多いし。非常に町の考え方があそこにあられちゃうな。経費だけだなと思ってしまうんですけどね。いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 私もある地域におりますので、あそこは今でもですね、あそこは何なんですかという、新規に住まれた方だと思うんですけども、質問をこの1月にもいただいたことをよく覚えております。私の今の認識では、あそこにはもともと県道があったことから、アスファルトがかなり分厚く入っているために、整備をするにも多額な費用がかかるということが今、頭の中にネックとなっているんですけども。もちろん緑化をすれば、一旦掘り起こして土に

するなり、さすがに上にどんと鉢のような、置くわけにいかないと思いますので、そこまでどうしても想像してしまうんですけども、もう一度改めて、ほんとおっしゃるとおり、あのままでいいとは全く皆さんも思っていないと思いますので、本当にどのくらいの経費がかかるのかどうかということに、ちょっともう一度、これを機にですね、公共施設の検討も行いますので、その機会の中で、調査までいけるかどうかわかりませんが、少なくとも議論を起こしてみたいですね、可能性についての選択肢をもう一度洗ってみたいというふうに思います。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。では、他の委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

6（教育長質問1） 町立図書館のあり方と職員体制について

◎委員長（待寺真司君）それでは、続きまして6項目目、町立図書館のあり方と職員体制について、こちらは町長、教育長、一緒の御質問でございますので、まず町長のほうから御答弁いただき、そして…先に教育長ですか。では、教育長、よろしくお願ひいたします。

◎教育長（返町和久君）では、よろしくお願ひいたします。町立図書館のあり方と職員体制についてのお尋ねをいただきました。こうした問題について、身近なところでお話をする機会をいただいたことに関して、まず感謝申し上げたいと思います。町立図書館あり方検討委員会、これをつくることになりましたけれども、これにつきましては教育委員会の諮問に応じて審議をしていただき、来るべき第3次葉山町教育総合プラン、これは施行が2021年度から2024年度の4カ年でございますが、これに反映できるように、2020年度中にその結果を答申いただくというものでございます。

このあり方検討委員会の進め方につきましては、平成31年度当初予算が認められればですが、その段階で教育委員会の中で諮問内容を精査し、その諮問に応じて進めてまいりたいというふうに思っております。あり方検討委員会では、これからの町立図書館が担うべき役割、重点を置くべき機能、こういったものを明確にした上で、高度化・多様化する利用者のニーズに対応した図書館サービスの充実を図るための方策を検討していきたいというふうに考えております。具体的には、ワークショップ等による利用者の御意見を踏まえた上で、図書館運営のあり方や魅力ある蔵書構成、利用者に応じた読書支援のあり方、快適な読書環境の実現、運営に当たっての協働の推進、こういった多岐にわたる検討を経て、目指すべき町立図書館の将来像を答申してい

ただきたいと、そのように考えております。この答申に沿って、図書館サービスの充実を図るとともに、答申の中には現在の施設では十分なサービスを提供できないような内容も盛り込まれているということも当然想定されますので、そういった場合、大規模改修や新たな整備が必要な内容につきましては、みんなの公共施設未来プロジェクト、こういったものに問題提起をし、そこで議論していただくものであるというふうに思っております。

また、図書館の職員体制ということでございますけれども、現在館長を含めて正規職員2名、再任用職員1名、障害者雇用を含めた非常勤職員4名の体制で運営をしております。このうち司書の資格を有する職員は、正規職員2名、非常勤職員2名になっておりますけれども、教育委員会といたしましては引き続き専門性のある司書を適正に配置することが望ましいと考えております。

なお、あり方検討委員会の答申内容に応じて、それを踏まえながら、必要な図書館サービスを実現していく上で、町部局と協議を図りながら、適切な人員配置の体制に努めてまいりたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

◎委員長（待寺真司君）ありがとうございました。では、町長。

◎町長（山梨崇仁君）私からは主に職員体制についてお答えをさせていただきますが、現状の図書館の管理、書籍の整理等、現在の人員で何とか対応していただいているものと認識をしておりますが、今後、教育長からもありましたとおりに、あり方検討会の結論や、教育委員会との協議等を踏まえて、専門職や人員体制の検討をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

◎委員長（待寺真司君）それでは、再質問に入りたいと思います。この質問については、横山委員、近藤委員から挙げられておりましたけれども、再質問いかがでしょう。

◎委員（横山すみ子君）すいません。教育長、町長から御答弁いただきまして、ありがとうございました。葉山の図書館が今、不十分なサービス内容であるから御質問したということでは全然ありませんで、非常によい活動をされていると思っていた中で、人員体制について、正規職員である…が2名、そのうち1名が退職予定ということも聞いております。司書が正規職員2名と非常勤2名で、あとはアルバイト対応…非常勤だけ。6名というのは、失礼、1日平均6人のアルバイト体制で回しているというふうに書いてあるんです。

機構改革で、館長を課長職からずらしたというか、課長職ではなくしたときも非常に懸念を持ったんですけれども、葉山の将来のためには、図書館というのはとても大事なポジションだと思

うんですね。横須賀とか逗子のような規模とかサービスをしろということを行っているのではなくて、葉山の文化の大事な拠点の一つとして図書館をどう考えるかというのは、とても大事な視点だと思っていますので、それがずっと長く図書館を支えてくださった館長がおやめになるということで、とても不安になりまして、あり方検討委員会から答申が出たら、いろいろ人員を考慮…体制を考えるとこののでは、タイミング全然間に合わないというのが一つと、もう一つは、劣化診断調査、公共施設、主なる公共施設の劣化診断調査が第1次、図書館を外したというのを聞いて、このあり方検討委員会で検討する際も、ソフト面もちろん、あと文化的にどうするかというのがあるんですけども、施設がどうなのかという、客観的な資料がなるべく早く手に入らなければ、皆さんの御議論も、こうだろうということではお気の毒だなと。なぜ第1次から外してしまったのかというのは、とても疑問でした。

2つ大きな疑問があって御質問残しましたがけれども、教育長の図書館大事に思っておられるというのは伝わってまいりますけれども、そうであればあるほど、人員体制それから施設面含めて、あそこを補修してというふうに申し上げているわけではなくて、あるべき図書館の姿を考えていくとしたら、こんな施設が望ましいねという話はもちろん出ると思いますし、これから公共施設配備で複合化というような議論も出るかもしれないんですけども、2つでした。議論の基本となる劣化診断調査、追加でもいいから早くやってくださいというのが1つです。もう一つは、人員体制は、これは本腰を入れて考えないと、葉山らしい図書館といっても、やっぱり今までの質問でも言いましたけど、人が基本ですので、ここは増強するか、課長職に戻すか、どっちかしてください。

◎教育長（返町和久君） 内容的には2つのことで、その前段で文化の拠点というお話がありました。もちろん図書館が文化の拠点であることについては疑いを入れないというふうに思いますけれども、今回この図書館のあり方検討委員会の中に、これ、3つほど大きな諮問のジャンルというか、分けがありまして、1つはあれですよ、運営の仕方について、もう一つは町民サービスのより高次の提供の仕方についてというようなところであろうかと思っておりますけれども、それ以外にその他図書館のあり方そのものについてという部分もございまして、そのことについて私も先ほど申し上げたような、少し漠然とした言い方したかもしれませんが、世の中の変化に連れて高度化する、複雑化するような図書館に対するさまざまなニーズがあると思います。そういうものにどう応えるのかということも含めて議論をしないと、将来像を描けないんじゃないかなということを、私は特にそう思っているのかもしれませんが、そういうことを強くしま

す。

ことし2019年ですから、もう21世紀も第2四半期に突入しようかと、そういう時期に入ってますよね。今、特に学校教育の分野なんかでは、さまざまな改革の話をする前段として、ソサエティー5.0、大議論をしますね。ICTの進行やAI、ロボット化がものすごい勢いで進むでしょう。多くのものがそれに置きかえられる中で、あり方をどうするのかという議論が必ず行われます。実は図書館についても、学校ほど規模は大きくなくても、同じようなことが起こるんじゃないかなということを私は思っています。こんな話で長くなって申しわけないんですけども、私も本当にずっと何十年間か、議員の皆様ほどじゃないかもしれないけど、ずっと本の中で生きてきた人間なので、ちまたから本屋さんが消えているのはすごく寂しいです。かつては町ごとに、駅前ごとに必ずあったんですけど、今ないですよ。ここにきて、逗子からも二、三年前に消えてしまいました。随分利便性があったので、私も残念ですけど。それが、でも残念ながら避けようがない現実かなというように思います。かつては図書館に行って本を読むと、あるいは図書館を利用しなくても書物を通じて自分の文化形成するとかね、教養形成するとか、人格をつくるかということ、誰が考えても自明の、当たり前文化の王道だったわけでしょう。でも、必ずしも今そうは、少なくとも私たちの1世代、2世代後の世代は、必ずしもそう考えてないということが歴然としていると思います。いろんな意味での情報や、広い意味での教養を集めるときに、人々が使っているツールみたいなのは必ずしも紙や文字媒体じゃないんですよ。

そういった現実も踏まえて、そういう文化のあり方自体が結構大きく変容しつつある中で、なおかつ、やっぱり書物というのはコアですから、図書館の。そういったものを中心にした図書館をどういうふうにして維持するのかということ、短期的にどういう機能改善するかということは、もちろん意味がありますけれども、それだけでは終わらないというふうには思っていて、そういう議論、ぜひしてほしいんですよ、この中では。そうしないと、お金のかかる大規模補修なんかしても、それが単なる現状の枠組みを前提にした機能改善に終わってしまうのであれば、そう長い、何ていうんだろうな、社会的な寿命というんですかね、そういうものはないんじゃないかと。すごくそのことを危惧していて、ぜひその議論をさせたいということがまず1つです。

その上で、直接お尋ねのあった2つのことで、あり方答申を待つて人員を検討するのかというお尋ねで、まさにそういうふう最初に答えしたので、そのとおりなんですけれども、現状の人員が十分足りているかと言われれば、それは必ずしもそうは言えないんじゃないかというよう

なことは感ずることはあります。ただし、恐らく町部局のどこにおいても、学校の教員もそうですけれども、これで十分足りているというようなところは、現実にはないわけですね。その中で、ある人員で、町長先ほどやってこれたとおっしゃいましたけれども、やってこれたということは、実はそういう機能しか提供してないというふうに言ってもいいと思います。その機能が読書活動の推進とかね、書物の維持を通じて読書活動の推進という、伝統的な王道といいますか、それをきちっと守るという意味では、決して悪いことをしたとか、全然不十分だと言っているわけじゃないんですけれども、でもその枠内から、ある意味では出ることなく、その枠内でやるような、そういうトラディショナルな機能の維持だけやってきたから、こういう人数でやれたというふうな評価になっちゃうのかなというふうに思っています。

ですので、最初の話をお話をわざわざさせていただいた理由は、ある程度そういう少し先の視野を見据えた、そういう物の考え方をした上で、図書館というのは今後何をしなきゃいけないかというところで、根本的には組織体制とか人員配置の問題を考えるべきだと思っています。当面のことについては、具体的に人が異動するとか、定年退職の時期が迫っているとかってありますから、それはきっちり補充していただかなきゃいけないですね。そうでなければ現状維持だってできないわけだから。その現状維持してやっていただいた上で、その上でこの2年間の答申内容を踏まえて、そこでまず第一義的に必要なものが幾つか出てくると思います。先ほどの協働体制とか、それ以外の機能の充実とあって話がありましたけど、そういったものについて、もしかしたら、それこそ今のようなね、ことを想定しますと、さまざまな町民の力をお借りして、必ずしも内部職員だけの全面改正みたいなことでなくて、そういった力を利用して改変するということになるのかもしれませんが、そういった短期的にできるというか、検討に値することもあると思いますし、それから今度はあれですね、先ほど複合化という話も出ましたけど、もしかしたら先ほどのICT主流みたいな人の文化形成の時代に移っちゃったときに、ひょっとしたらボディーにさわらなきゃいけないことだって考えられないことはないですね。あるいは、少なくとも複合化するみたいなことが日程に上ってくることも十分考えられると思います。そのことについては、これ、相当長いスパンでの議論をしなきゃいけないなと思っていますので、そのことについてはさらに大きな、全体の中での位置づけが必要なのかなと、人員のことについては思っています。

もう一つ、今言った後段の話と関係がありますけど、劣化診断のことにつきましては、これは差し当たり教育委員会の中の強い関心ということになるかもしれませんが、一義的には本

当に学校施設の劣化状況というのが、これは涼しい顔をして言えるようなことじゃなくて、さんざん御指摘いただきましたので、大変申しわけないなと思いながら申し上げますけれども、そこは本当に火急の用がありまして、躯体にさわるようなことについては、これは本格的な研修をしなきゃ無理だということですね、直ちに行えるような修繕と区別してずっと議論してまいりましたけど、それでもしっかり診断をしていただいた上で、必ずしも何ていうのかな、中長期の計画ベース以前に、載せる以前に、早急に手をつけなきゃいけないこともあるかもしれないなということも踏まえて、第1次診断の中で学校の劣化診断という大きな位置づけで載せさせていただいたと思います。

それに比べるとなんですけれども、図書館につきましては数年前に壁面の修理のようなこともやりまして、結構な金額をかけたと思います。この間、補修状況に関しては学校施設と比べると相対的にですけれども、図書館に関しては手をつけてきたかなというようなところがあります。それが直接ハード面での補修にかかわるような話で第1次診断で外されてもやむなしとしたことの一つの根拠になっています。

もう一つ、あり方とのかかわりで言うと、横山委員のほうから、あり方をね、根本的なあり方を検討する上で診断結果が必要なんじゃないかという御議論だというふうに思いますけれども、そういうふうな考え方もできるかもしれないんですけれども、私どもはその診断で建物がどうのとかね、どういう見通しがあるかということ以前に、どういうふうな図書館をつくっていかなくちゃいけないのかということに関して、やっぱりあり方というか、ビジョンというか、そういったものをきちっと議論していただいて、私たち教育委員会自身がそういったものを持つ必要があるというふうに思っています。そのことは、建物がどうだ…大和のシリウスみたいなをつくる、そんなことは絶対あり得ないと思いますけれども、でも建物自体がどうだということ以前に、どういう図書館をつくるのかということに関して、やっぱり私たちビジョンが必要で、そのビジョンを建物診断結果と突き合わせて、果たしてボディーというか、ハード面とソフト面と両方合致した形の図書館像というのは描けるだろうというふうに思っているんです。

ですので、あり方検討そのものの中で、将来像を描く作業は、これ、きちっとそういう形の答申をいただきたい。それはこのボディーというか、躯体がね、どのくらいもつとか、どこかのとりあえず修繕が必要かとかという以前に、それはそれとして議論してもらう必要があるし、その答申を受けて、私たち自身がそういうことに関するビジョンをしっかり持つべきだというふうに思っています。そのことの結果を、実は次の診断のときにも生かしてもらいたいと思いますし、

さらに先ほど申し上げました…みんなのプロジェクト、ついついMKMPなんて言っちゃっているんで、ちょっと言葉を失念してしまいましたけれども。そのプロジェクトの中に取り込んでいたいただきたいというふうに思っています。そんなふうな大きな流れというか、構想の中で、この問題を整理させていただければというように考えた次第でございます。以上です。

◎委員（横山すみ子君） 教育長のスイッチを入れてしまったなと思ったんですけれども。私も予算審議の中で、図書館の項目に入ったときに、ずっと気がかりながら、詳しく内容をチェックしないで予算を通してしまってきていたなと、すごく反省しまして、やはり答申をもらってから人員のほうを考えるとということでございましたけれども、この答申を出していただくためにも、それを支える職員体制も必要なわけで、これは町長に申し上げるしかないと思うんですけれども、葉山の図書館は本当にいい図書館で、私も大好きなんですけれども、葉山の方たちの生活の質というか、文化的な生活の質を支えるという、すごく大事な役割を持っていて、教育長はこれから先の図書館というか、文化のあり方についてまで踏み込んで考えておられるということで、おお、すごいなと思いましたけれども、私は現在の図書館、とてもよくやっていると思うんですけれども、これがぎりぎり頑張ってくださっていたので、それが人員体制変わるところで、町長に対しては手厚い体制をとっていただかないと、せっかくの議論も生きてきませんので、それが1点です。

もう一つは、劣化診断のことなんですけど、2024年というふうにみんなの何とかプロジェクトのスケジュールのほうに書いてありまして、うん、こんなに遅くていいのというふうに思ったところもありまして、劣化診断、ことし1億台で出てくるだろうと思っていたら、半分という感じなんですけれども、できる限り急いで、議論…町民の方が議論するときは、学校というか、教育委員会とても頑張ってください、学校問題に真正面から今、町が取り組んでいると思います。そこに重点いくのは当たり前なんですけれども、町公共施設全体の議論に入ったときは、皆さん自分の関心のあるところに目が向いての議論になりますので、劣化診断は急いで足並みをそろえていただくほうが落ちがないと思います。みんな、検討委員会にかける思いとスケジュールはよくわかりました。それをサポートする体制としては、人員体制とても大事だと思いますので、そのところを町長には手当てしていただけないでしょうか。

◎町長（山梨崇仁君） まず、答申をもらう体制という言葉なんですけれども、2020年…ですよね。2020年の答申だというふうに聞いてございますので、私も図書館の改革を楽しみにしているところです。特定の課題がなかなか見当たらない中で、これまでできてしまったことということは、

いいことなんですけれども、なかなかその改革、さらなるリフレッシュに手が出しづらいところを感じている中で、今回あり方検討会をして、葉山の図書館のさらにいいところを伸ばしていこうというふうに私は受け取っていますので、それが2020年、答申をもらう暁にですね、速やかに形となるように、受け取れる体制をつくるということは非常によくわかりました。先ほど横山委員から、例えばで課長職という御質問が、お話がありましたけれども、恐らくどのような職位ということよりもですね、どのような人が来て、それをやる気を持って自分事として図書館の改革に力を入れてくれるかだと思いますので、そういったいい人材をですね、もちろん町職員の中からもですし、図書館という特殊な専門性の高い空間でもありますので、そういった空間に精通している人材ということで、教育委員会と議論をしてですね、人材の補強に努めていきたいというふうに思いました。

もう1個、診断のほうなんですけども、私の視点では、一昨年の外壁の塗装工事と、去年はそれを踏まえて内部のですね、システムの構築だったりとか、たしか光回線を引いたりとかですね、内部のほうに力を入れようというふうに去年話し合った記憶がございます。ですので、建物そのものの劣化を心配をですね、余りしていないというのも正直ありまして、私としましては、このあり方検討会の中で、私の視点なんですけれども、例えば駐車場の混雑であったりとか、2階の利用方法であったりとか、図書館全体についてもっと図書館らしい空間としていくための根拠が2024年に出てくる暁にですね、2階ですので、まちづくり協会の皆さんもいらっしゃいますけども、全体の利用される方々のことを考えた議論をしていく一つのきっかけとしてですね、取り組むべきだというふうに考えておりますので、図書館という機能じゃなくて全体として見て、いろいろと改革すべきポイントに今、目を向けているところでございます。

◎委員（横山すみ子君） 果てしなくやりとりしたくなっちゃうので、これでやめないと御迷惑をかけてしまうかなと思うんですが。2階の使い方に関しては、やはりもっと使えるのになというの思いますので、町長サイドでもお考えいただきたいと思います。

それで、人員に関しては、意欲のある人がとおっしゃいましたけれども、課長職でなければ課長会議以降の参加しないわけですよ。やっぱりそれはとても大事なことだと思うので、課長級から外されたときに、えって思ったんですけれども。そのことは考え直していただければとは思いますが。これ以上粘りません。お願いします。

◎委員長（待寺真司君） 御意見として、また。

◎委員（笠原俊一君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今、町長は答申を受

けるのが2020年ということでおっしゃいました。私のメモはね、2021年と聞いたようにメモしてあるんですよ。そうすると…（「20年度末」の声あり）ただ、2020年度でも、要は総合計画の区切りですから、反復しなければいけない。次の総合計画には、33年度から入るわけですよ。もちろん町長選挙が、ことししかないので、来年答申を2020年度に受けるといっても、町長がどなたかわかりませんが、本来であれば、その前の、今の年度で本来的には繰り返し繰り返し、あり方検討会みたいところで研究してなかったらいいんですけど。本来的には。内部ではやっているんでしょうけれどもね。今回、ことしの4月からあり方検討委員会というものをつくっていろいろ議論するというんだけど、非常に遅い。本来的にはその検討委員会がもっと立ち上がって、次の年度にはこういう構想でいきますということで、総合計画に移していかなければいけないんですよ。ですから、非常に遅いので、我々議員としては将来の図書館に対するイメージ、夢というものが見えないんですよ。見えなかった。そのために我々議員はね、あちこち行ったところの視察を、とくに言ってるはずなんです。次の年度の総合計画には入れてもらいたいがために言ってる。総合計画の、町長はね、総合計画に入らないものは、特急なもの以外はやらないというふうに前に私の質問で言ってますからね。総合計画にきちっと位置づけて、無駄なお金も使わないで計画的にやりたいというのが町長の意向だというふうに思っていれば、当然次の総合計画の基本計画、33年から残りの4年間入ってきますからね。それに写し込んでいかなきゃいけないんですよ。基本構想まで戻れば、36年ですから、もっとずっと先になっちゃいますけどね。先ほどの教育長の発言でも、いろんな時代も変わって、いろいろニーズも変わってきている。早くしたいというイメージはあるんだという話を聞いてますけれども、それであれば何でこの年度の中にやっておかなかったの。3年間の、もう来年、残りがなくなってくるわけですよ。次の年度の実施計画あるいは基本計画の中に落とし込むためには、どこがタイムリミットだということをきちっと明確に言ってくれないと、そこに落とし込めますよと言ってくれないと、我々はイメージはできないんですよ。そのためには早めに、32年度早めに繰り込んで、次の議員、新しい議員のところを示していかなきゃいけないと私は思うんでね、3年間無駄に、じゃあ何やってたのよ。もう大きな問題、ずっと動いてたじゃないのってイメージがしてしょうがない。もう少しあり方検討会をことし始めるというんで、早めの答申をもらって、次の総合計画に落とし込んでいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。次の基本計画には間違いなく落とし込めますか。

◎教育長（返町和久君）遅くなって大変申しわけないなと思いますけれども、教育振興基本計

画の中で、あり方研をつくろうというふうな、あのときは昔の名前で懇話会でしたっけ、そういう名前で書きましたけれども、あり方研みたいなものをつくろうというふうに議論させていただきました。そもそも教育振興基本計画すらなかったわけですから、あのとき初めてつくって、図書館についても、何か先ほど…すいません、先ほどは何か年がいもなく興奮して、申しわけございません。そんな話ししてしまったんですけれども。図書館に関して、基本的に町の条例見ても、条例施行規則見ても、葉山の図書館って何なのかって、全然書いてないんですよ。ということは、結局図書館法に依拠しているだけなんです。図書館法に書いてあるこういう図書館ですよということを、そのまま引き移しているだけであって、そうすると極めて古典的な図書館像なんですよね。それにするとということしか書いてなくて、それでいいのかというようなことがあって、あの中で懇話会、あり方研をつくって検討しなきゃいけないというふうに提起をさせていただきました。その果実を刈り取るのが次の第2次教育振興基本計画。先ほどの言葉で言えば、プランという第3次教育総合プランになりますけど、その中に書き込んでいくことになります。ただし、実際の接合点考えると、2020年度の終わりで、すぐ次に新たな振興計画が始まっちゃいますから、間に合うのかという議論、当然起きてくると思います。ただし、実際にこういう計画ものをつくっていくときは、ほぼ2年近く前から実際の実務部隊は作業を始めるんですね。で、いろいろ素案みたいなものを検討しながら、本番にこぎつけていくことになります。

ですので、このあり方研、2年間を予定していますけれども、その中である程度議論がまとまった段階で、中間報告をいただくようなことも可能だと思うんですね。その中間報告の中で、最終的に先ほどお答えしたような長期ビジョンみたいなことは、その段階で十分なことは出てこないかもしれないけど、ある程度機能的なこととか、運営面でのことに関してはいろいろ提言がある可能性がありますよね。そういう中間報告いただいて、その中で取り込めるものは第3次教育総合プランの中で実際の計画の中に書き込むべきだというふうに思っています。なおかつ、その書き込めないような、もっと中長期的なビジョンに関しては、さらに検討する。自分たちのビジョンを持つということも、その振興計画の中に書き込んでいくべきなんじゃないかなと、私はそう思っています。それでも遅いと言われてしまえば、大変申しわけないなとしか言いようがないんですけど、そんな形で第3次教育総合プランの中に取り組んでいくことが、ある程度は可能であろうと。そのタイミングで、それに合わせて町のほうの計画もそれに応じた書き方というんですかね、それをしていっていただければいいのかな。

ごめんなさい。そもそも教育振興基本計画をつくったのが、私、来て思い立ったようなことが

ありまして、町の総合計画の流れと今のところ合っていないんですね。それを合わせるために、3回やるとぴったり合うという、そういうふうに実は仕組みました。そういう意味での4年サイクルをつくってありますので、しばらくは完全に同調するまでに時間かかるんですけど、できるだけそれは合わせていって、最終的には足並みをそろえて、教育振興基本計画、総合計画の部分計画という意味もありますから、そういう部分計画がちゃんと反映できて、両方がタイアップできるようにしていきたいなというふうに思っています。その前段になりますけど、まずは第3次教育総合プランにある程度反映していきたい、そんなふうにお答えをしておきたいと思います。

◎委員（笠原俊一君） 予算のね、審査の中で、かつて図書館懇話会というのがありましたね。そこで図書館懇話会で上がったものについて実現しましたかという質問をしたら、できてない部分がいっぱいあるというような発言もいただいているんですよ。せっかくそういうね、図書館のサービス向上のために答申を受けても、現実問題としてはそのときの経済状況だとかいろいろあります。ですから、それを実現するためにどうするかということの計画で考えていかなきゃいけないので、二度、三度の二の舞を踏まないように、ぜひともその次の基本計画の中に取り入れていかないと、もう後手に回っているわけですよ。よその町から比べるとという、いろんな町があるから何とも言えませんが、少なくとも我々が先進的なものを見ているところからすると、非常に遅い。我々のビジョンが、この町の図書館に対するビジョンが議員には見えない。ですから、ぜひともその次の総合計画には取り入れながら、確実な実行ができるような体制をまずつくっていただきたいということをお願いしておきます。

◎教育長（返町和久君） 御意見をいただいたというように思いますので、努力しますとしか言いようがないところもありますけれども、かつての懇話会の答申につきましては、私もモニターしていましたけれども、特別委員会の審査のときの課長の答えでは、何かいきなり人数がぼんと減ってできなくなっちゃったみたいなお答えでしたけれども、実は答申を得てから数年間はほぼ同じ人数で推移していますので、ですので、それも一つの原因かもしれませんが、それだけではないというふうにも思っています。やっぱり、一つは先ほど町長が口にされたような、どういう人間がそれに取り組もうとしたのかということもありますし、もう一つはね、やっぱり図書館のイメージをずっと図書館法に預けっ放しで、これでいいんだというふうに思っていれば、余り改革意欲が湧かないということもありますので、そういったことも含めてかな、要するにどういうものをつくっていかなくちゃいけないのかということに関して、やっぱりきちっと意欲を持って取り組ませたいなというふうには思っております。私からは以上、そのことをお答えしたい

と思います。

◎委員（近藤昇一君） 今回のね、あり方懇話会、私はこれはこれでもって大いに進めて、教育長言われたように、時代の要求というのものもあるかもしれないけども、また時代に流されちゃいけないとは思っているんですよ。特に文化の拠点としての図書館。私はこのたかだか3万の町の図書館として、これまでも頑張っては私はきたと思ってるんですよ。それなりにね。これがね、もっと大きな市なんかの図書館だったら、もっともっというんなやり方もあったとは思いますが、この3万の町でどこまでできるのかなというのは、私はあると思ってるんですよ。そういう中では頑張ってきた。今、新たな挑戦をしようということでやろうとしているんだけど、そういう中でね、やはり私は気になるのは、課長職をなくしたというのがね、目には見えてないですよ。でも、今、横山さんが言われたように、さまざまな権能が削られたんじゃないかなって気がしてるんですよ。これ、機構改革のときに町民からもいろいろ批判の声が上がった部分は町長も知ってると思うんですけどね。やっぱりイメージ的にダウンするんですよ。そういう面では、今回のあり方懇がね、どこまで踏み込めるのかわかりませんが、例えば機構まで踏み込んでいけるのかね。機構はあれ、町長の専権だから無理だよって話になるのかね。でも、やっぱり一定の権限をここに、図書館に持たせるという意味ではね、やっぱり課長職は戻すべきだと思うんですけどね。町長、ふさわしい人を配置するとは言ってますけども、そのふさわしい人に一定の権限を持たせるということも必要じゃないかと思うんですけど、いかがですかね。

◎町長（山梨崇仁君） 課長職という職に対する認識が、もしかしたら若干違うのかなという今、印象を持っているんですけども、どうしても課長職になりますとマネジメントで、部下を所管をして最終的に責任を持つという立場になりますので、所管をする立場の方よりも、やはり図書館に対して強い思いを持って、いろんな動きをとれる方だというふうに思っていますから、私にとっては仕事請負人のようなですね、図書館に精通した人材を連れてくるほうがいいのではないかと今、印象を持っていたもので、課長職という行政的な考え方ではいけないんですけども、そういった方よりはという意識でおりました。決して図書館を管理職がない状況で軽んじているというつもりは全くございませんので、御指摘の意味での課長職というものがですね、ふさわしいかを、もう少し、もう一度考え直さなければいけないんですけども、求められているもの、現場で求められているものがですね、もしかしたら図書館のあり方を考えられる方であり、また先ほど具体的に横山委員がおっしゃったように、課長会議に出て近藤委員がおっしゃる権限を行使できるような方ということになりますので、例えば課長職というよりも、主幹級で入ってそう

いった仕事をこなすというかですね、幾つか目的に合った職位のあり方というものを考えなければいけないなというふうには受けとめましたので、課長職ですとやがて異動をしてしまいますから、そういった専門的な方がいるというのも、なかなか考えにくいところがありますので、そういったことも御意見として踏まえてですね、少し検討させていただきたいというふうに思います。

◎委員（近藤昇一君） 私はやっぱり現場の声が課長職にダイレクトに反映できるというのも、私は機構の中では必要じゃないのかな。さっき言ったイメージというのも、私は大事だと思っているんですよ。町民が受けるイメージね。そういう面でも、あの当時は図書館の格を下げたというふうに捉えられたんだよね。決して現場の人たちは、そうは思っていないかもしれないけども、イメージとしてそういう受けとめ方をされてしまったと。だから、その辺はやはり、やっぱり町民が受けるイメージも私は大事だと思いますので、実用的なところだけじゃなくて。その辺もぜひ考えていただきたいなと思ってますけど。

◎委員長（待寺真司君） 御意見として、よろしいですか。では、他に町立図書館のあり方と職員体制について、御質疑はいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

(午前11時59分)

◎委員長（待寺真司君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。(午後1時00分)

では、休憩前に引き続きまして、町長・教育長質問を続行いたします。

7 自衛官募集に係る対象者情報の提供について

◎委員長（待寺真司君） それでは、7項目目に移ります。自衛官募集に係る対象者情報の提供についてという質問でございます。では、御答弁をお願いします。

◎町長（山梨崇仁君） 自衛官募集に係る対象者情報の提供についてでございますが、個人情報保護条例に抵触するのではないかと懸念のお声があったということを伺いまして、御質問の趣旨をそのように変えさせていただきました。実際のところ、そのような懸念は一切なく、個人情報保護の観点に十分配慮をしております。町としては紙媒体における提出をしている現状でございますけども、それも一覧を…失礼。全ての情報を閲覧できる状態にあることを避けるために、町のほうで抽出をして、該当箇所のみを提供するということでも、個人情報の配慮をしているということにかえさせていただきたいと思います。抽出したリストにつきましては、法

令にのっとお渡しをしているものと認識をしてございます。以上でございます。

◎委員長（待寺真司君） それでは再質問を行います。この質問については近藤委員のほうから出ておりました。

◎委員（近藤昇一君） 法令に基づいてということですがけれども、どんなような法令なのかな。私が知る範囲での法令というのが自衛隊法第97条、「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」って規定されてますよね。同法施行令、これは「防衛大臣は都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができる」としているんですね。この必要な資料または報告の提出を求める。それが住民基本台帳なのかな。住民基本台帳のほうは住民基本台帳法第11条、「国や地方公共団体の機関が法令で定める事務のために必要な場合は、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、性別、住所の写しについて閲覧を認めている」ということなんですよ。自衛隊法施行令でも、資料の提出を求め。これは一般的な資料とかね、そういうのは当然提出でしょう。でも、片や住民基本台帳は住民基本台帳法で個人情報の保護の観点からね、写しについての閲覧を認めている。これ、2006年ですか、法律が改正されてね、それまでは何人でも閲覧を請求できるという法律だったのが、わざわざ「国や地方公共団体の機関が法令で定める」というふうに改正されているんですよ。より強固…何ていうのかな、範囲を狭めてやってるんですよ。その法律でも閲覧なんですよ。

ですから、今回の件については圧倒的多数の市町村は閲覧ということで自衛隊に協力してると。それを首相はさ、非協力的だというふうに言ってますけども、あくまでもこの法律に基づいてやろうとすると、閲覧なんですよ。紙媒体で渡すという想定は法律上は何も規定してない。ですから、一般の新聞でもマスコミでも、もしやるとすれば法律を変えていかなきゃいけないというふうなね、学者の意見は述べてますよね。私もこの間の安倍首相の発言までは、こんなこと頭の片隅にもなかったんですけども、じゃあ葉山はどうしてるのかなといたら、紙媒体。いや、ちょっと待てよ。法律ってどうなの。

もう一つは、自衛官の事務委託金ということで、4万4,000円毎年いただけてますよね。この中にそのコピー代というのも含まれてるという認識でいたのかな。だからコピーを渡したのか。その事務費というのはどこから出てるのかな。募集の事務についていろいろ垂れ幕出したりね、いろいろやるについては、私も認識はしてたけども、その事務まで町はこの4万4,000円の中に入ってるという認識だったのかと思ってるんですよ。

まず、その一つには、この法律にのっとしてというけど、その法律の根拠というのはどの法律を言ってるのか、私は聞きたいですよ。どう見た…読んだって、紙媒体でもって提供していいなんて書いてないもの。ここで言ってるのは一般的な情報とかね、そういったものについては、個人情報との関連で、問題なければ出していいよ。だけど、住民基本台帳法は、そうは規定してないから。この法律に規定されてるはずですよ。

◎町長（山梨崇仁君） お話しのですね、法令につきましては、町として把握しておったのが、まずおっしゃるとおり自衛隊法の97条の項目で協力を求めることができるというふうになってございます。その上で、葉山町の個人情報保護条例の中で、法令等に基づき…法令等の規定に基づき利用し、または提供するときというふうに書いてあるものからですね、この提供と自衛隊法の協力ということで、法令上問題がないという判断をしてございました。お話しのように個人情報保護法ですね、上位法の閲覧という言葉についての確認は、少々お時間ください。

お話しの第11条は、個人から地方公共団体に提供する場合の閲覧…失礼。ちょっとお時間ください。

◎委員長（待寺真司君） 暫時休憩します。 (午後1時06分)

◎委員長（待寺真司君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。 (午後1時07分)

◎町長（山梨崇仁君） 大変申しわけございません。近藤議員御指摘の個人情報保護法の上位法についての閲覧という解釈については、今、持ち合わせてございませんので、大変申しわけございませんが、しばらくお時間をいただきたいと思います。

◎委員長（待寺真司君） 今ここで休憩してということですか。暫時休憩します。 (午後1時08分)

◎委員長（待寺真司君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。 (午後1時11分)

ただいま案件となっております自衛官募集に係る対象者情報の提供についてに関しましては、今、職員が調査中でございますので、先にその他の質問、先に質問を進めて、後ほどでよろしいでしょうか。わかりました。

8 ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業の拡充について

◎委員長（待寺真司君） それでは、続きまして8項目目に移らせていただきます。ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業の拡充についてということでございます。では町長、

答弁をお願いいたします。

◎町長（山梨崇仁君） 大変失礼いたしました。では、ひとり親家庭医療費助成事業及び小児医療費助成事業の拡充ということですが、昨年秋に小児医療費の無料化、所得制限なしということ、中学校3年生まで拡大をさせていただきました。本事業は、自治体間のサービスの競争という面も一端ございますが、一方で子育て支援策の一環として行っているものでございまして、本事業につきましては国から変わらずですね、就学児については、小学校1年生以上は国民健康保険のペナルティー等あるんですけども、こういったものに関しては町として強気に今、事業を拡大させていただいたところでございます。

しかし一方で、年々扶助費や民生費という枠組みにおいても如実に高騰していることもございまして、こういった状況を考えますと、財政的な面でも一定のですね、線を設けなければならないということも一方で感じているところでございます。他施策との全体での均衡を図り、今後ですね、その方針につきましても慎重に議論をしながら判断しなければいけないところでございます。現状におきましては、御指摘いただきましたひとり親家庭の医療費の助成及び全体的な小児医療費の助成の拡充等につきましては、現状の形で維持をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

◎委員長（待寺真司君） ありがとうございます。それでは再質問に入りますが、この質問、近藤委員から出ておりました。

◎委員（近藤昇一君） せっかくね、中学3年生まで医療費無料化してるわけですけども、所得制限なしと。しかし、ひとり親家庭の医療費の助成について、所得制限があると。だから対象は中学生以上になると思うんですけどね。ね、そういうことですよ。それまでは無料化、もうなってるわけですから。そうすると、そこでもって格差がちょっと生まれてしまってるのかなと。というのは、これは所得制限があることによって、例えばひとり親で万やむを得ず両親と一緒に生活せざるを得ないと。軒先借りるみたいだね。そうすると、一つの世帯として計算されて、親の収入も計算される。そうすると、医療費の助成は受けられない。実際に、じゃあ親からそういう援助を受けてると、その実態は親から援助なんか決して受けてなくて、逆に家賃も払ったりしてるというようなね、実態も聞いてるんですよ。やっぱり、そこでもってせっかくここまでやっておいて、中学生、3年生以上の人については、ひとり親もね、所得制限なしにすれば、またちょっと手厚いかなと思ってるんですけどね。なかなか担当のところでは判断できないみたいなので、町長に伺いたいと思ったんですけどね。

◎町長（山梨崇仁君）中学生までが所得制限なしで今無料ですので、高校生以上の方についてのひとり親家庭に対しての所得制限の撤廃という御指摘だと思います。おっしゃってる視点はわかるんですけども、どこまで制限を外していくかという、まさに線引きのところでございまして、現状ではひとり親でもどのような家庭でも、お子さんに関しては中学3年生までということに線を一旦引いてございますので、この次の後段の所得制限…そもそもの小児医療費の拡充ということにも影響してきますけれども、現状では逆にひとり親家庭であっても、この制度の中で中学生までは無料でいられる。それ以降に関しましては、申しわけないですけども、現在の制度でということにさせていただきたいというふうにも思いますし、後段のとおり、全体の小児医療費をまた高校生まで上げますかという指摘ですけども、本会議でも御答弁させていただきましたが、先ほど冒頭で申し上げたように、ある意味、子供に対するサービスの競争ともとれることから、財政的な面でかなり厳しくなってきたことも実態でございます。ですので、これまでの積み重ねてきた当初小学校3年生から今もうここまで拡大してきていますので、そういったことを考えますと、一定の財政的な面を見据えた制限としても、ここを一つの線としなければならないかなとも思っているところでございます。

ただ、とはいえ、他の自治体がですね、ほんと次々と高校生まで上げてきてしまいますと、これも葉山町としましては本当にやむにやまれぬですけども、サービス競争から落ちるわけにはいかないというところもありますので、そのときどきにですね、慎重に判断をしていきたいというふうには考えております。

◎委員（近藤昇一君）今言われるように、小児医療費のね、拡充を進めていけば、こちらはこちらでまた範囲も狭まってきますし、そういう面では究極的にはやっぱり小児医療費、こっちの助成のね、拡充という方向に行くのが一番いいんでしょうけど、実態として例えば神奈川県なんかは未就学までしか出てませんよね。ほかの県見てみると、結構6年生とかね、出してるんですよ。そういう面では神奈川県政が一体どうなってるのか。国の扱いがどうなってるのかというのは、やっぱり大きな問題にはなると思うんですけど、でも県内でもこれからどんどんまた進むと思うんですよ。この間の総括でも言いましたように、お隣の市長は公約では高校卒業までという公約を掲げて今、中3までね、引き上げるということになってますから。そういう面では隣近所を気にされてる山梨町長だから、きっと。でも、お隣よりは先にやるんじゃないかなってちょっと気はしてるんでね、今後の期待をちょっとしておきたいと思います。これ、幾らやっても多分平行線になると思うんで。

◎委員長（待寺真司君）他の委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

9 たんぽぽ教室の今後の運営について

◎委員長（待寺真司君）それでは、町長質問の9項目目にまいります。たんぽぽ教室の今後の運営についてをお願いいたします。

◎町長（山梨崇仁君）たんぽぽ教室の今後の運営についてのお尋ねでございますが、たんぽぽ教室は発達につまずきのある未就学児のお子さんが小集団の中で生活や習慣や遊び、運動などのですね、必要な力を育んでいくということで、幼稚園や保育園と連携をとりまして、就学前のワンステップとなるような活動を行っております。現状では、保育士さんや幼稚園教職の資格を持っている方と連携をして、作業療法士や言語聴覚士、臨床心理士等を雇用して運営をしております。

こういった中で、平成30年3月に策定をしました葉山町障害児福祉計画では、32年度末までに児童発達支援センターを1カ所設置すると位置づけております。発達支援センターにつきましては、平成24年に児童福祉法が改正されまして、その実施主体は市町村とされてございます。この支援センターにつきましては、障害児に対して発達支援や放課後等のデイサービスといった障害児の通所支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障害児の療育支援施設として位置づけられております。32年度末までに葉山町の発達支援センターの設置を位置づけた葉山町障害児福祉計画では、この設置に際しまして、たんぽぽ教室など既存の社会資源の活用や強化、近隣市との連携による支援センターの構築というふうにありますことから、たんぽぽ教室の今後のあり方につきましては、この発達支援センターとのあわせて検討を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎委員長（待寺真司君）それでは、この質問、横山委員のほうから町長質問と。

◎委員（横山すみ子君）今、町長の御説明を伺っていると、障害児福祉計画で32年度末までに児童発達支援センターを1カ所設置する。それで近隣と相談をしながらということは、葉山単独ではない可能性もあるということですか。

◎町長（山梨崇仁君）可能性として申し上げましたけれども、実際には恐らく単独になるかとは思いますが、ただ、先ほどの図書館と似ているんですけども、民間の方のお知恵を拝借す

ることがかなり大きな役割になりますので、あり方につきましては柔軟な対応をですね、今後考えてまいりたいというふうに思います。

◎委員（横山すみ子君）32年度末までにとすると、そんなに時間はないですが、これはどういうものをつくるかを検討して、直営でやるか、公募するかということになると思うんですけど、今が…余り時間ないですね。どんな段取りで進めていけますか。

◎町長（山梨崇仁君）体制の検討につきましては、31年度議論を開始して、まとめてまいりたいというふうに考えてございます。ただ、この支援センターの最大のポイントは、現状のたんぼ教室もそうなんですけど、専門家の方がかなりかかわりますし、専門家の方の数が多い割に、種類が多い割にですね、実際に資格をお持ちの方がかなり限られてきておまして、町独自の雇用やですね、町単独での運営というのが非常に難しく考えてございます。ですので、先ほど申し上げたように、地域と、例えば逗子市さん、横須賀市さんとの連携ということを想定して申し上げたんですけども、その辺の人材のしっかりとした体制が整うことを第一義に掲げて支援センターの設置に向けて議論をしていきたいというふうに思っております。

◎委員（横山すみ子君）町長質問でこれをどんどんどんどんやると、まるで委員会審査みたいになってしまうので、31年度に…32年度設置に向けて来年検討に入るということを御答弁いただいたということで、それ以上の突っ込みは本会議でさせていただきます。（笑）

◎委員長（待寺真司君）では、他にいかがでしょうか。他の委員から。よろしいですか。

10（教育長質問 2） 学校施設内での放課後児童対策について

◎委員長（待寺真司君）それでは続きまして町長質問の10番、これは教育長質問の2番と重なっている質問でございます。学校施設内での放課後児童対策についてという御質問でございます。

◎町長（山梨崇仁君）現在の葉山町の学童保育の環境につきましては、直営で4カ所にあわせて民間で6カ所と、現在では幅広い選択肢のある学童環境にあるというふうに考えてございます。今後もこのように保護者や児童にとって選択の幅が広く、利用者のニーズに即した学童保育の体制づくりに尽力をしてみたいというふうに考えてございます。目下、町のポイントとしましては、この直営の4カ所につきましては、かねてより学校と離れたところに設置されていることが課題として取り上げてまいりました。今後は学校との連携を視野に入れながら、直営のあり方については引き続き協議をしてみたいというふうに考えてございます。

◎**教育長（返町和久君）** 教育長質問にかかわっては、多分学校施設内ということがね、大きい話題としてなされたのかなというふうに思います。平成27年3月に葉山町子ども・子育て支援事業計画というのが策定をされておまして、その重点施策の4のところに、小学校就学後の放課後対策の充実というのがつとに掲げられておまして、その中で放課後児童クラブの増設とか、あるいは放課後子ども教室の実施の検討とかというようなことが明記をされてございます。

また、一方国のほうですけれども、平成30年の9月、半年ほど前ですけれども、新放課後子ども総合プランというのが公表されておまして、その中で、こうした放課後児童対策については学校施設を積極的に使いなさいというようなことを促すような記載がございまして。こういった制度上のというかな、流れみたいなことをしっかり踏まえた上で、またこういう問題自体がやっぱり本当に時代の要請だというふうに思いますので、そういうことをしっかり受けとめて取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに思っています。

いわゆる学童の問題に関しては、教育委員会が一義的にかかわるものではないと思いますので、そういう要請が具体的に提起されたときについては、かつて、半分うわさみたいに聞いているわけですけれども、一概に拒絶反応というかな、拒否反応みたいなことを示したこともあったようですけど、そういう考えは私は全くありませんので、具体的な、何だろうな、指摘に応じて検討すべきであると思いますし、それから先ほどの促しに応じてという部分で言いますと、既に子ども育成課と、それから生涯学習課と、学校教育課と、3課で打ち合わせ会を持ってしまして、具体的にどんな課題があるのか。それを検証し、今後どんな進め方があるのかというようなことを話し合っております。また、実際に施設視察も1カ所したのかな。そのこともありますので、一応土俵というか、テーブルには着いているんだというところまではお知らせしていいかなというふうに思っております。以上です。

◎**委員長（待寺真司君）** ありがとうございます。それでは再質問に入りますが、この質問も近藤委員のほうから。

◎**委員（近藤昇一君）** いみじくも教育長から過去についてはね、かたくなに拒否するような姿勢が教育委員会にありましたし、現場の先生方の拒否反応かなとは思ってはいましたけど。そういう面では、返町教育長においてはそういう拒否反応はないということで。実は委員会審査の中でね、今、3課でしたっけ、で、いろいろ協議してるということを言われたわけですけども、そういう話はもう何年も前に聞いてたんですよ。やるんだって。今ごろ何、今ごろまだやってるのって話がちょっと疑問に思って、一体何やってるの、今までと思ったんです。そういう中で、

当然国のほうからもね、いろいろと余裕教室の調査がかかっていますので、そういう面では新たな方向性というのは出てくるのかな。現実問題として今、一色小では民間の1園、放課後児童対策でやられるというのも聞いてます。ただ、じゃあほかの学校はどんなのかなというのがね。子供たちにとって一番いいのが、やっぱり学校かなと思ってるんですよ。ちょっと逗子を見てみれば、必ず校庭の中に学童クラブの建物が別棟で建ってるというのがありますのでね、そうするとやっぱりそこが一番いいのかな。例えば、今は長柄ではね、にこにこさんが長柄会館でやりますけども、でもそこでもかなり待機というんですか、お断りしてるというんですよ。私たちのころは長柄の下の子も、学校終わるとわざわざ葉桜の山の上まで上がって行かなきゃいけないというような状況だったので、何とか学校でという、その当時のお母さんたちも一生懸命運動したけど、実現はできなかった。

そういうのを考えると、やっぱり学校でやるのが一番いいと思ってるんですよ。ただ、学校は学校の事情があって、余裕教室がどれだけあるのかとかね、いろいろあると思うんでね。でも、先ほどの私、教育長の答弁については、ぜひ前向きに捉えていきたいなと思ってますので、できればそちょっと資料を後ほどね、各学校での余裕教室の数とか。余裕教室でも一時的な余裕教室と、いわゆる余裕教室とあるらしいけども、そういうたしか国のほうに出してますよね。それちょっと葉山の実態について、また資料を出していただければと思います。後ほどでいいです。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。

◎委員（近藤昇一君）いいです。

◎委員長（待寺真司君）どうぞ、教育長。

◎教育長（返町和久君）資料の件については、お伺いいたしました。余裕教室云々については、本当に今お話にもありましたように、実際に何があいてるかと言われるとですね、学校は当然あれですよね、あけっ放しということはないので、何かしら転用してるわけですよね。それを必ずどけるというような話になりますので、そういうことが現実的に学校の重要な機能を損なわないということがやっぱり基本的だと思いますので、その範囲で、ただし、そうは言ってもね、何も損なわないということはありませんので、そこをどの辺まできちっと議論して、譲れるのかという判断をしなきゃいけないし、もう一方で、恐らく現場の教員たちの懸念の多くは、責任体制とか、あるいは現実に教員がかかわらざるを得ないというような負担の問題だと思います。昨今の学校における働き方改革の問題もありますし、そういった懸念を払拭するような、そういう意味での具体的な課題に対するお答えをしないと進まないというところがありますので、ここはやっ

ぱり精力的にそういう議論を詰めたいな、現場とも詰めたいなというふうに思っております。以上です。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。では、他の委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

では町長、先ほどの7番の自衛官募集に係る対象者情報の提供について。それでは答弁をお願いいたします。

◎町長（山梨崇仁君）お時間いただきまして、大変失礼いたしました。法律の解釈の点でございましたので、正確性をもって確認をとらせていただきました。町の見解といたしますか、国の総務省からの見解ということになります。自衛隊が関係法令についての書類提出についてどう考えるべきかということにつきましてですけれども、実際には自衛隊法の97条の規定にのっとり自衛隊、当該者の氏名や生年月日、男女の別及び住所の情報について提出を求めることができるというふうに解されております。本件につきましては、総務省からもそういった見解、個人情報保護法に抵触するのではないかということについても、こういった法令にのっとり、自衛隊法にのっとり特段生ずる問題ではないというふうに回答されていることから、本町の取り組みについても問題がないというふうに判断してございます。

◎委員（近藤昇一君）住民基本台帳法との関係はどうなるんですか。

◎町長（山梨崇仁君）すいません、もうちょっとお時間ください。

◎委員長（待寺真司君）暫時休憩します。 （午後1時33分）

◎委員長（待寺真司君）それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。 （午後1時34分）

では、御答弁。

◎町長（山梨崇仁君）大変失礼いたしました。申しわけありません。法律の名前を、個人情報の保護に関する内容だったんですけども、法律は住民基本台帳法というふうに明記されておりました、私の読み違いをしておりました、大変失礼いたしました。総務省から回答があったのは、住民基本台帳法について抵触しないかどうかの解釈ということで、防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができるものと解されているというふうに、総務省のほうから回答を得てございます。

◎委員（近藤昇一君）国がどんな解釈しようが、法律は法律として明文がきちっと出てるんですよ。閲覧を認めているっていうね。これ、どうやって写しを、コピーを、写しを渡すというふうに読み取れないですよ。それは国の何ていうの、横の関係でさ、防衛大臣がとるというからね、

そういう解釈。実際この法律、純粹に見て、各自治体、対応してるわけでしょう。だから6割の自治体が閲覧を認めてるわけですよ。このね、それぞれの法律の文章そのものを読んでください、よくよ。それを勝手に解釈して、コピー渡していいなんて解釈はどこにも出てこないんだよ。この法律から見たら。だから、写しを見せて、書き写してくださいというんだったら、これは問題ないと思う。それこそほかの情報が見えないから、そういうやり方してます。そのまま、何ていうの、住民基本台帳をパンと渡してね、どうぞ御自由になんていったら、これまたまずいけど。だって、総務省が解釈してるどうのこうのって、自分のね、頭でこの条文を読んでくださいよ。どこにこのコピー渡していいって書いてありますか。自衛隊だって、この資料を、資料の提出を求めることができるって施行令に書いてあります。ね。だから、一般的な資料は、渡していいと思うんですよ。でも、住民基本台帳については、住民基本台帳法という法律があって、そこに規定してるんですよ。閲覧はいいですよ。国とか地方公共団体の機関がね、求めた場合に。それをどうしてコピー渡してもいいという解釈になるのか、総務省がどういうね、何を根拠にして言ってるのかわからないけど。じゃあ、その6割の閲覧しか認めてない6割の地方自治体は、非協力的なね、総理が言うようにさ、非協力的な団体かって、法律見たら当たり前のことやってるんですよ。だからみんな反発してますよね。これはちょっと考え直したほうがいいんじゃないかって、私は思いますけどね。

◎町長（山梨崇仁君） 大変申しわけありません。私も知識不足で明確な回答ができなくて大変恐縮なんですけど、先ほどのお話のこの総務省の回答のほうには、例えば別の事案で、例えば刑事訴訟法上、犯罪関係で捜査機関から情報提供があったらどうするかということに対してもですね、提供があり得るといふふうになっているところなんですけど、お話しのように提供があり得ることがですね、閲覧なのか紙媒体での提出なのかということまでの言及が弱いところがありますので、もう一度この件につきましては町独自の対応として再度検討させていただきたいというふうに思います。重ねて申し上げますが、全体の閲覧をしていたことに対しては、他の方の情報が見えてしまうので、それはよくないということから、当該者を抽出して今、紙に落とし込んで、それをお渡しをしてございました。近藤委員の御指摘は、渡すことがどうかということだと今、承りましたので、場合によっては今後紙の閲覧というまでに、抽出した紙の閲覧という方法がどうかということについて、再度、中で検討させていただきたいというふうに思います。

◎委員（近藤昇一君） 私もその法律の上から言ってね、全部だめと否定はできないんですよ。法律がいいかどうかはまた別としてね。実際に法律あるわけだから、法律と施行令があるわけだ

から、その法律と施行令にも従ってなかったんでね。私は、じゃあ見せることが果たしていいのかどうかっていうね、その見解はまた別の見解を持っていますよ。ね。見せてもいいとは私は思っていない。でも、法律は閲覧を認めてる。それはもうしょうがないのかな、町の職員がそういう形でやってもね。考え方としては、私は認めたくないわけだけでも。だから、その辺はもう一度再検討していただきたいと思います。

11 生活実態の把握と国民健康保険料滞納整理について

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。では、続きまして11項目目、生活実態の把握と国民健康保険料滞納整理についてという質問でございます。

◎町長（山梨崇仁君）葉山町では現在、生活困窮による滞納の場合につきまして、生活の建て直しを含めた総合的な相談について、町の相談事業、また…相談事業の各個別の紹介や町としての相談をしております。また、窓口には名刺サイズで神奈川県的生活相談の御案内なども配架しております。現在、滞納の世帯は減少しつつある状況ではありますけれども、それでもまだまだ多いことから、またその理由も個々にさまざまであることから、各状況を一つずつケースとして把握をして、それぞれの個人と担当者の顔が見える関係を構築して相談、生活再建などの対応を検討できるように体制をつくっていかなければいけないというふうに考えてございます。引き続き滞納しない生活づくりができるような支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

◎委員長（待寺真司君）それでは再質問に入りますが、この課題についても近藤委員から出ておりました。

◎委員（近藤昇一君）これ、議会でも何度か町長とも。ほかの同僚議員からもね、この問題についてもやっぱり質問、町長との論戦やっていますので承知してると思うし、また町長もこれについては真剣に取り組みたいというお話も、私も伺っています。ただ、本当に何ていうんですか、徴収される…徴収ね、職員とか徴収員の方たちまでそれが徹底してるのかどうか、ちょっと疑問に思ったので、改めて町長に伺いました。

なかなかね、実態把握するというのは、すごく難しい。我々もその視察に行った先でいろいろ話聞いても、そう簡単にね、自分の内情を話すような状況に持っていくまでには、かなり時間もかかるし、大変だということは言っていました。でも、その努力をしなければ、そこでもってお金を1期分、2期分もらってね、それでいいよということじゃないと思うんですよ。その人の生活

を再建しなければ、またいずれ滞納が繰り返される。だから、その人の生活の再建もしながら徴収をしていくというやり方が、将来的に見ても。役場がね、町民と親しい関係になるという場面でもあると思うんですよ。

そういう面では、徴収員の方がその方のなぜ滞納してしまったのかというところまでつかむ努力をしていく。さっき言ったように、そう簡単にはつかめないんですよ。でも、私はそういう努力をしていく。そういう中で、徴収員の方にね、つい、実はこういう状況でもって滞納してしまったんだというんだったら、じゃあ解決する手だてがあるんだったらそれを相談にのるとかね。私も実態はよくわからないけどもね、そういうことをやるというのは、私は時間がかかることだと思います。時間がかかるから、申しわけないんだけど、徴収員の方にアルバイトとかね、非常勤かな、そういう方にとってはかなり負担になっちゃうんですよ。だって、金額、全然上がってこない。1日1件しか回ってこないで、相談に乗ってた。それはね、ならないですよ。だから、そういう面では、本当に本来であるならば町の職員がきちっと回るのが一番いいと思いますけどね。アルバイトだったら、本当に事務だけのところにアルバイトを入れて、徴収については町の職員がやって、本当に親身に相談に乗ってあげるというのが私は必要だと思っているんですけどね。いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 以前から、特にこの国民健康保険のことにつきまして、近藤議員からも御指摘をいただきました。他の議員の皆様からお話をいただいております。今、正規職員がですね、短期証の発行の対象となる方々等について、1件1件回る活動を開始してございます。またその活動の記録につきましては、訪問した際の状況等について記録を残してございますので、正規職員の対応とさせていただきます。今、町の中では、そういった活動を踏まえて、高額滞納であったりとか、もしくは約束が不履行となっている方につきましては、正規職員が対応することに、少額の方やですね、約束が履行中の方につきましては非常勤やアルバイトが回ろうという方向に今、変えてございまして、こういったことで難しい方に向けてはですね、しっかり正規職員が継続的に対応するという体制をとることにシフトしてございますので、引き続きその経緯を見守っていただきたいというふうにも思います。

また、その中で納付相談等も徹底をしているわけではありますけども、減免に該当する場合は減免措置もとるようにしてございまして、30年度はですね、7件ほどいらっしゃいました。29年度が1件でしたので、しっかりと向き合った結果として、そういった処置も行ったというふうにも考えてございます。以上です。

◎委員（近藤昇一君）いいです。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。では、他の委員、いかがでしょうか。この件についてはよろしいですか。

12 南郷歩道橋の所管について

◎委員長（待寺真司君）それでは、最後12項目目になります。南郷歩道橋の所管についてという質問でございます。

◎町長（山梨崇仁君）南郷歩道橋につきましては、歩道橋のみならず、南郷地区、また旧逗葉新道、現在県道の311号線ですが、全体についての議論が必要だというふうに考えてございます。かつて三浦半島中央道路南側の開通に伴いまして、この旧逗葉新道を県道として移管する際に、南郷歩道橋は橋として落橋することによって、横断歩道の設置による交差点改良をする協議となっておりましたけども、供用開始は現状のままとなってしまったと聞いてございます。ほかにもこの箇所につきましては、松久保交差点の信号機の設置や、子の神陸橋、それから長柄小の歩道橋及びこの県道、旧逗葉新道に付随する排水や地下通路などの埋設物などについても、管理者と明確な協議が至ってでき上がってございません。こういったことから、この全体について議論をしなければならないというふうに考えてございまして、現状では所管で町の所管として対応するのではなく、町としてこの全体の協議を県と行っていこうというふうに考えているところです。HAYAMA STATIONのオープンや、3月にはスターバックスさんも新たにオープンをします。また、中央道の北側区間も開通を目指しているところからですね、歩道橋のみならず、この地域全体の協議について、神奈川県に協議を申し入れをしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎委員長（待寺真司君）ありがとうございました。それでは再質問を行いますが、この問題も近藤委員。

◎委員（近藤昇一君）この問題、何度かやはり議会の中で取り上げさせていただいて、予算審査の中でも相変わらず所管が決まってないというような話みたいでね、一体どうするのかということで、町長にちょっと伺ってみようかなと。今、町長のほうからは、311号線全体の問題として、確かに全体の問題なんですよ。かなり今、深刻になってます。挙げれば、今度あそこにスターバックスができれば、スターバックスとHAYAMA STATION、どうやって人が行き

来するのかなと。スターバックスのほうに駐車場つくってくれといったって、つくってはああるけども、人は私、行き来すると思いますよ。じゃあ、その行き来がどうするの。あそこに横断歩道ないから、歩道橋わざわざ渡ってくれますか。私は渡らないと思いますね。車のすき間縫って、あそこじかに渡っちゃう。横断歩道もないところね。その危険性が十分ある。もうちょっと下がれば、松久保の交差点。あそこだって人が結構横断するんですよ。長柄をあそこでもって分断しちゃいましたからね、あの道路が。信号もない。もう一つは、セブンイレブンのところにはバス停がありますよね。そこのところも渡る可能性、十分ある。もうちょっと行けば、今度はローソンのところですか、あのあたりは今度医者と薬屋が両方に分かれてる。結構渡ってますよ。あそこどうするの。今度長柄の交差点へ行けば、横断歩道が2カ所しかない。じゃあ車椅子の人、どうするのとかね。横断歩道ないところ渡るしかないじゃないのっていう話になるし。

だから、その辺、今、町長言われたように、あそこ全体的に本当にどうするのかっていうのが今、求められてるし、私、あのままにしたら必ず事故が起きると思いますよ。事故が起きて、やっと動くというね、行政の悪さじゃなくて、もう早急に対応しなきゃまずいんじゃないかなと思います。そういう方向での今、南郷歩道橋について、どこの課というよりも、町がというのであればまたそれはそれで納得はしますけども、具体的にもうどのくらいのスピードでやるつもりなのかだけ聞かせてください。それでないと、ほんと危ないなと思ってます。

◎町長（山梨崇仁君） おっしゃるとおり、あそこの地域の人口もふえておりますし、先ほど申し上げたようにスターバックス等であの南郷交差点付近のにぎわいは、さらに増すということからですね、大きな課題だというふうにも認識してございます。

ただ、背景としまして、昨年この話について協議をしようというふうに都市経済部長とも話し合ったんですが、そのやさきの子の神陸橋をですね、県のほうで修復の工事に入りまして、私たちからすると、いい意味でですね、県のほうで管理してくれるんじゃないかという期待をしてしまった瞬間でございまして、そのまま工事の完了まで見守ってしまった経緯がございまして。改めてこういった機会をいただきましたので、県道全体の管理についての議論を早急に行いたいと思います。ただ、それをまた待ってしまいますと、時間がかかる可能性もございまして、予算委員会でも担当から御答弁させていただいたと思いますが、現状の南郷歩道橋の板ですね、下から見えてしまうような、あの板の状況につきましては、管理上どこが管理しているというよりもですね、葉山の子供たちが危険に、場合によっては板を落として危険なことがあったりとか、あってはいけないということからですね、あそこの落下につきましては町のほうで対応してしまおう

というふうには考えてございますので、そういった県の取り組みと町の取り組みそれぞれを持ち合わせて、お互いに責任をしっかりと分けて管理をしようというふうに県には働きかけをそのまましていきたいというふうに思います。

◎委員（近藤昇一君） あその道そのものがね、今までは自動車専用道路だったものが、今は生活道路になってるんですね。そういう位置づけでいいですよ。ですから、ちゃんと歩道を整備しようということで、一部まだ未整備のところがありますけども、けどもまだ自動車専用道路的なね、走り方を皆さんされてるわけですよ。かなり飛ばしてるんです、あそこは。時々ねずみとりもやってますけども…交通取り締まりもやってますけども。実際にはかなり飛ばしてる。だから、ますます私は危険だと思ってます。

もう一つ言っておきたいのは、やっぱり今後横断歩道橋のね、いいのかどうかということについても、地元とやっぱり十分話し合った上に、今、時代としては横断歩道橋じゃないはずなんだよね。歩行者優先のスクランブルの方向なんです。だから、ただ、それも地元のね、住民との話が十分されてないと、やっぱりちょっと危険な部分もありますので、それも含めてね、お願いしておきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

◎町長（山梨崇仁君） 確かにバリアフリーの観点やですね、交差点のあり方につきましては、今、歩道橋という考え方はないと聞いておりますので、それは長柄交差点にも言えます。ただ、現状、今、県が再整備にかかってくれているので、恐らく落橋する意思はないんだなということは伝わるんですけども、申し上げたように葉山町内の311号線、長柄交差点以東につきましては、町として協議を申し入れをして、場合によってはこの長柄地区のですね、交差点、歩道橋も含めた改良等についても、しっかりと議題に上げて、県で、大規模な工事になると思いますので、そう簡単にはオーケー出ないと思うんですけども、なるべく歩道橋をなくしていこうということと、また場合によってはこの歩道橋は町のほうでしっかりと管理をするということも出てくるかもしれませんが、その辺はしっかりと、お互いの役割分担をはっきりしてですね、取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

◎委員長（待寺真司君） よろしいですか。では、他の委員、いかがでしょうか。町全体として取り組んでいただけるという御答弁でしたので、ぜひ横連携を取っていただけて進めていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。

それでは、以上で町長及び教育長に対する質問を終結いたします。町長・教育長初め職員の皆様、大変御苦勞さまでした。では、退席のため暫時休憩いたします。 （午後1時54分）

◎委員長（待寺真司君）それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。（午後1時55分）

では、町長・教育長質問が終結いたしました。その中でまた出た課題に対して、指摘・要望・意見として残したいもの等について、これより協議を進めてまいりたいと思います。なお、お手元にこの町長・教育長質問の前に出ておりました指摘・要望・意見、このような形になっておりますので、あわせて御協議をお願いいたしたいと思います。

それでは、暫時休憩して行いたいと思います。よろしく申し上げます。（午後1時56分）

◎委員長（待寺真司君）それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。（午後2時50分）

それでは、指摘・要望・意見について、今お手元に整理用ということで資料を配付させていただいております。一応事務局のほうから読み上げていただきまして、1件1件確認をしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。では、局長、お願いいたします。

◎議会議務局長（田丸良一君）1件ごとに切ったほうがいいのかということですか。

◎委員長（待寺真司君）そうですね。

◎議会議務局長（田丸良一君）わかりました。それでは、指摘・要望・意見ということで、1点目の指摘の1点目、役場庁舎駐車場整理員の詰所については早期に対処すべきである。

◎委員長（待寺真司君）これについては以前出ていたものなのですが、このように残しておくということによろしいでしょうか。

じゃあ、2点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）2点目、新規事業については事前に資料等を準備し、適切に対応すべきである。

◎委員長（待寺真司君）これは本日出たもののまとめです。よろしいですね。

では、3点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）3点目、空き家等対策推進事業については、積極的な対応を図るべきである。

◎委員長（待寺真司君）これも本日のまとめで。よろしいですか。

じゃあ、4点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）4点目、図書館の職員体制については充実を図るべきである。

◎委員長（待寺真司君）これも本日は。

では、続きまして要望について3点お願いいたします。

◎議会議務局長（田丸良一君）1点目、しおさい博物館への常勤学芸員の配置を検討されたい。

◎委員長（待寺真司君）これについては以前出ていたものなのですが、このような形で残すということで、よろしいですか。いいですか。

では、2点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）2点目、福祉文化会館大会議室のピアノについては、有効活用されたい。

◎委員長（待寺真司君）これについてはいかがいたしましょうか。以前近藤委員から出ていたものですがけれども。皆さんの意思ということで、よろしいですか、残すということで。はい。

では、3点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）学校施設内での学童クラブ設置等については、早期に対応を図られたい。

◎委員長（待寺真司君）本日出たやつです。

では、続きまして意見について3点あります。お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）1点目、防火服については、安全面を考慮し、適正な時期に更新すること。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。これは以前出ていたものですがけれども。

◎委員（近藤昇一君）名前、防火服でよかったんですか。防災服でよかった。防火服でいいんですね。はい、じゃあいいです。申しわけない。

◎委員長（待寺真司君）よろしいですか。じゃあ、このような形で、意見として残します。

2点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）葉山の魅力創生・発信事業の継続については、必要により人材の登用を図るなど、事務局体制の強化を図ること。

◎委員長（待寺真司君）これも悩みましたけれども、このような文章で、同じような形になりますけど、残します。

では、3点目お願いします。

◎議会議務局長（田丸良一君）県道311号線（旧逗葉新道）沿線の諸問題については、神奈川県と早急に協議を進めること。

◎委員長（待寺真司君）これもよろしいですね。文章内容。

それでは、以上のとおり当委員会として指摘・要望・意見を決定したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

◎委員（ 笠原俊一君 ） きょう今お示しいただいたんですけど、この中の日にちだとか質問したお名前だとか、これは抜くんですよね。

◎委員長（ 待寺真司君 ） 今まだ整理用ということになってますので、最終整えます。

◎委員（ 笠原俊一君 ） 了解です。

◎委員長（ 待寺真司君 ） ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして当委員会に付託されました議案第55号平成31年度葉山町一般会計予算ほか4件の質疑等については終了をいたします。

暫時休憩いたします。 (午後2時54分)

◎委員長（ 待寺真司君 ） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。 (午後2時54分)

それでは、これより議案ごとに採決を行いたいと思います。何か採決に入る前に委員のほうからありましたら発言を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、本件については挙手により採決をいたしますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、議案第55号平成31年度葉山町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって、議案第55号については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号平成31年度葉山町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成31年度葉山町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。よって、議案第47号については原案のとおり可決をされました。

続きまして、議案第48号平成31年度葉山町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって、議案第48号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成31年度葉山町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして平成31年度葉山町一般会計予算ほか4件の付託案件の審査は全て終了いたしました。それでは、委員会の審査報告文案についての取り扱いはいかがいたしましょうか。

(「正・副一任」 の声あり)

では、正・副一任の声がございましたので、正・副一任で対応をさせていただきます。また事務局と正・副委員長が協議をしてまとめさせていただきますが、事前に皆様にメール等で配信をさせていただきたいと思いますので、御確認をしていただき、最終的な了解を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、必要によっては3月11日(月曜日)に予算特別委員会の報告文案に関する開催があるかもしれませんので、御承知おきください。

以上で本日の審査は全て終了いたしました。委員の皆様、御協力ありがとうございました。以上をもちまして本日の予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。(午後2時58分)